琉球大学学術リポジトリ

戦後米軍刑法と強制売春(6)

メタデータ	言語: Japanese
	出版者:
	琉球大学人文社会学部・琉球大学大学院法務研究科
	公開日: 2023-11-02
	キーワード (Ja):
	キーワード (En):
	作成者: 森川, 恭剛
	メールアドレス:
	所属:
URL	https://doi.org/10.24564/0002020119

戦後米軍刑法と強制売春(6)

森 川 恭 剛

はじめに

- 1. 布令 144 号 2.4.3.1 条違反事件の裁判記録 (琉大法学 103 号)
- 2. 布令 144 号 2.4.3.3 条違反事件の裁判記録 (同 104 号)
- 3. 1958年の売春及び売春助長事件の裁判記録 (同 105号)
- 4. 琉球上訴(高等)裁判所の売春関連事件(同106号)
- 5. 米軍人との婚姻を目的とする有罪判決取消嘆願書(同107号)
- 6. ウエハラ・Tとキャン・Sの犯罪歴
 - (1)
 C-126-51
 (2)
 C-243-54, D-1193

 (3)
 C-208-55, D-1060
 (4)
 C-256-56, D-1672

 (5)
 C-265-56, D-1792-1793
 (6)
 C-149-58, D-0819

 (7)
 SUP C-52-59, D-113
 (8)
 SUP C-33-62, D-118

 (9)
 C-5-50
 (10)
 C-244-51

 (11)
 C-117-53, D-362
 (12)
 C-274-53, D-752

 (13)
 C-174-57, D-1689
 (14)
 SES C-39-58, D-0019

 (15)
 SES C-130-58, D-0732
 (16)
 SES C-17-59, D-0038
 - (17) SES Docket 53-64 (以上、本号)

6. ウエハラ・Tとキャン・Sの犯罪歴

米軍裁判記録の目録作成中、同じ氏名を繰り返して目にすることがあった。特に多かった 2名 (但し交通事犯を除く) がウエハラ・T (1917年生・女) とキャン・S (1914年生・男) である。以下の (1) \sim (8) がウエハラ、また (9) \sim (17) がキャンの事件記録である。

キャンは基地内に立ち入り、米軍家族の女児らに対して比較的に軽微なわいせつ行為を繰り返したが、1964年の事件で精神科施設に「無期限に」入所さ

せられることになった。その後に退院の機会があったのかは記されていない。これに対してウエハラは「あちこちを移動し」「バーのあたりで」生計を立てており、おそらくひもの男性にたかられながら、基地内に立ち入って軍窃盗を繰り返していた。そして1962年の事件で1通の供述調書が残され、その生い立ちが記録された。さらに1986年10月30日の新聞記事で「私は売春婦の生活しか知らない」と供述した彼女のことが紹介されるなどした。

アメリカの沖縄統治は、刑罰権力を用いて、沖縄の女性に対する米軍構成員の性行為の自由を目的にするかのように、売春罪や性病罪を運用するという性的意味の強く負荷されたものであったために、その最も脆弱な部分に引き寄せられたかのようなキャンの犯行があったと考えられる。また、そうした被占領地であるから、ウエハラのように性的な行為(買春や性暴力)の相手方を引き受けるにせよ、ハウスメイドになるにせよ、体一つを携えていくような女性の生き様がありえたのであろう。沖縄の戦後史において性暴力やその被害を考える上でいずれも埋もれさせてはならない個人史であると思われる。

もちろん売春をし、犯罪を繰り返し、何度も逮捕され、刑務所を行き来し、あるいは精神科病院に強制入院させられるというのは一般的には触れられたくない経歴であるから、それらの事実をわざわざ掘り起こす理由が問われよう。個人史の聞き取りとは違って、裁判記録を読むだけであれば、語り手に重い口を開かせるという負担をかけなくて済むが、他方で当事者自身が語り始め、または語り直す利益もなければ、語り手に寄り添う支援が促されることにもならない。それにウエハラの主な生計の手段が売春であったとしても、その具体的なことは何も記録に出てこない。裁判所の関心はまったくそこにはない。

1962 年 7 月 24 日付コザ地区警察署の前科照会書に対する同月 27 日付琉球上訴検察庁の回答によれば【資料1】、ウエハラは前科 15 犯であり(窃盗 7、軍施設立入 1、立入違反・軍窃盗・破壊侵入 1、不法侵入 4、軍窃盗 2)、1959 年の 14 件目までは 1 年を超える拘禁刑は宣告されていなかった。しかし同年の 15 件目で初めて高等裁判所の裁判に付されて重罪を犯したと認定され、「バーのあたりで」働くばかりで「まともな仕事」に就こうしないのだから常習性があって情状酌量の余地はないとされ、拘禁 5 年の刑を言い渡された(但し累犯加重の規定はない)。後に減刑され、1962 年 4 月に出所するが、間もなく 3 件の窃

盗を行い、同年8月の裁判で拘禁6年の刑を言い渡された。

「まともな仕事」ではなく「バーのあたりで」働いてきたことは、ウエハラを不利益に扱うべき量刑事情とされた。なぜなら米軍構成員の財産(米軍の安全)の要保護性を前にすれば、売春をする女性らの困難な境遇のことなどは顧みるに値しないからであろう。売春と軍窃盗のうち後者を選択するのが特に不合理であるとはいえないと思われるが、米軍が沖縄の女性に提供した選択肢は売春なのであって、米軍からすれば、売春は、米軍の利益と明らかに対立する軍窃盗と二者択一の関係にはなりえない。それとも裁判所は、「バーのあたりで」働いてきたことに対する道徳的非難を単純に加味して刑を重くしたのであろうか。なお、布令 144 号の軍窃盗罪規定は次のとおりである。

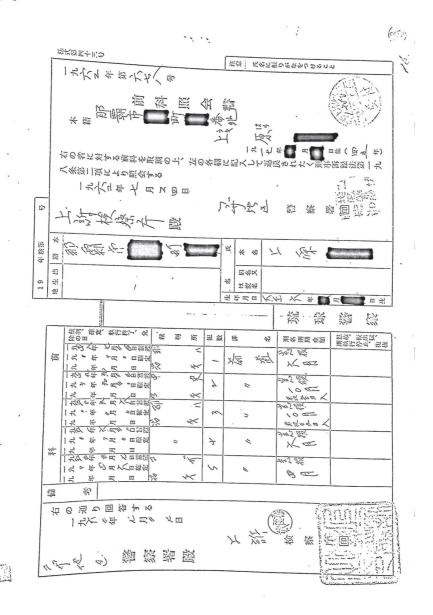
2.2.6 条 合衆国又は合衆国軍隊要員の財産を窃取し、横領し、不当に所持し、又は 故意に破壊し若しくは破損する者は、断罪の上、5万円以下の罰金若しくは 10 年以下 の懲役又はその両刑に処する。

2.2.6.1条 合衆国又は合衆国軍隊要員の財産を、その価格が3千円以下のものを窃取し、横領し、不当に所持し、又は故意に破壊し若しくは破損する者は、断罪の上、1万円以下の罰金若しくは1年以下の懲役又はその両刑に処する。

後者は軽罪である。重罪とは「死刑又は1年を超える懲役をもって罰せられるすべての罪」(2.1.6条)をいう 1 。そして米国民政府裁判所は上級裁判所(高等裁判所)と簡易裁判所(下級裁判所)からなり、前者は「管轄下におけるすべての犯罪につき、これを審理し、合法的刑罰」を科すことができ(1.2.2.1条)、また後者は「死刑或いは1年を超える禁錮若しくは1万円を超える罰金又はその両刑の併科以外の合法的刑罰」を科すことができる(1.2.3.1条)。したがって2.2.6.1条の罪は原則として簡易裁判所の裁判に付され、そして1米ドル=120B円であるから、被害額が25ドル(3.000B円)以下であれば1年以下の刑

¹ 米国民政府裁判所における重罪と軽罪の区別が法定刑によるのか宣告刑によるのかは明記されていないが、運用上は宣告刑である。ただし民裁判所(琉球政府裁判所)では、日本の簡易裁判所の管轄権を参考にして宣告刑を基準にしていたが、1959年に民政府上訴裁判所が、琉球政府検察官の上訴した池間事件について、法定刑を基準にすべきであると判示したために混乱に陥った。しかし1966年の友利事件では民政府高等裁判所も宣告刑を基準にすると判示した(垣花豊順「琉球政府裁判所の刑事判決に関する一考察」琉大法学28号[1981年]169頁、177頁)。

【資料 1】



裁判、即定、	刑餘了、免除	裁判所	1 16				;
1 11 =1 0=	1 1 = in an		1	2/ 1	* ###	司政治政务	9 ∉
4.4	日以农			八 科は 国金 には(の 日	9 700		and the second
4. 存在 4. 6. 6. 6. 6. 6. 6. 6. 6. 6. 6. 6. 6. 6.	/ 育 版 定 / 各 页 版	4	水 款	四周安人同	~		
4 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6	20 mm		京なる	1500 Tooo			
2× 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4	·日館 定 ⊘日訂 該	132- 14-	St. St. St.	1000/PE 1000/PE 1000/PUL.	三		. .
(本)	(本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本)	٤	京 文	1000 4.000 E	10		
と ない はまる アングル ない はままる はままる アングラー エコード アングース アンジース アンジース アンジース アンジース アンジース アンジース アンジース アンジース アンジース アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・ア	4日體 強		CC 1/2 1/2	本章(7/ 28		
新 数	1			•,			
					4	*	
	《終了、 免除	级 甲语	E .	名 医名 医五 金油	暴電	总数邻项名	8 会
(4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4)	S - 86 20 1	0 1 to	《 X 》	# # # # # # # # # # # # # # # # # # #	犯 / 2-		
4. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4	四日 《	1. 微文56. 66. 66. 66. 66. 66. 66. 66. 66. 66.	*	# # 間 & 気が の	N 13		
作作 4 月月	日 版 联	\$ K	*	阳空 华生10日初兴之月	小 磁		:
4年年年 1000年 1000年 1000年	日饭 聚二二烷 建	名 《 《 《 《 《 《 《	क्रि स्टेर भ्य	報告日本の子行後かえず	70	mm かまらば 次 なら アリリング	2.83
年年年月月月月月月月月月	日日日日 選			7.5 & 7.5 &	2%		
* =	田知 想		Ci.	12 4 (1) 12			
年年年 46. 月月月月 月	B B B B B B B B B B B B B B B B B B B			* *	器		

が言い渡されることになる。ただし、これは必ずしも簡易裁判所で 2.2.6 条の罪について裁判できないことを意味しないし、また、上級裁判所で同条の罪について 1 年以下の刑を言い渡すことができないことを意味しない。実際に(3) C-208-55 では、被害額が 25 ドルを少し超えていたが簡易裁判所で裁判が行われた。にもかかわらず 1959 年 6 月の裁判で、被害額は約 39 ドルであったとはいえ、ウエハラに対する宣告刑は拘禁 5 年に跳ね上がったのである 2 。

しかし本稿の関心は、貞操保護の性別差別的な性規範が合理化する売春差別の暴力性にある(前号37頁)。それゆえ米国民政府裁判所で、米軍構成員の財産ほどにもウエハラの差別されない権利が尊重されなかったことは紹介しておきたいと考えた。ウエハラに関する前述の1986年10月30日琉球新報夕刊の記事「遊女、慰安婦、窃盗・・・・胸打つ老女の訴え」には、「慰安婦」が補償の対象に含まれないので更生の機会は失われていたとある。刑法における売春差別は現在も解決できていない歴史認識の問題でもあると思われる。以下にその記事の全文を引用する。

先に開かれた那覇地裁の公判で、1人の老女が懲役3年の実刑を言いわたされた。民家に忍び込みハンドバッグを盗んだというありふれた事件である。しかし「私は売春婦の生活しか知らない。和裁を教えてくれる和歌山の刑務所に送ってほしい」という老女の訴えは、聞く者の胸を打った。辻の遊女、従軍慰安婦、窃盗常習犯という時代の暗部を渡り歩いた経歴―。戦後の焼け野原をさまよい、輝かしい復興を遂げた後も社会の片隅で、日の当たることのなかった老女の半生は沖縄の戦後の悲しい時代史とも言える。

今年で65歳のこの老女に婚姻歴はなく、身寄りもない。大正10年、那覇市内での 出生を記した戸籍と、戦後の数多い逮捕、刑務所への出入りを繰り返した記録があるだ けで、そのおいたち、境遇は本人の供述だけでは知る由もない。

両親が亡くなった3つの年に祖父に引き取られた。その祖父の借金が元で辻の遊郭に

² ちなみに 1963 年 3 月 11 日施行の布令 144 号改正 19 号により軍窃盗罪の法定刑が次のように改正された。「財産の価値が 100ドルを超える場合は、1,250ドル以下の罰金若しくは 5 年以下の懲役又はその両刑」(2.2.6 条 a)、「100ドル以下の場合は 250ドル以下の罰金若しくは 6 か月以下の懲役又はその両刑」(同 b)。軽罪にあたる罪の被害額を 4 倍に引き上げた上で罰金刑の上限がそれぞれ 3 倍程度引き上げられたが、拘禁刑の長期は半減した。

売られたのは7歳の時。いわゆる"尾類(ジュリ)売い"である。

17歳、従軍慰安婦として台湾に渡る。そして満州(中国北東部)で終戦を迎え、焼土と化した沖縄に帰った。24歳のとき。幼年期、そして青春時代の記憶といえば、数多くの男たちの屈辱的な行為、そして流浪の生活ではあるまいか。

戦後"古巣"の売春街を転々とする。多くを話したがらないので詳しいことはわからない。コザ、宜野湾の赤線にいたことを検察官にポツリポツリ語ったばかりである。あとは「遊女の仕事しか知らない」という法廷での供述で推測する以外にない。

「遊女しか知らない」という老女に新しい経歴が加わったのは昭和 25 年、30 歳。那覇署に窃盗で捕まり名前の上に「被疑者」がかぶせられた。

「あか抜けた女性でした。口が達者で。」昭和30年、この女性の何度目かの事件を処理した警察官が、当時を思い出してくれた。「米軍基地の兵舎に忍び込んで物色中に捕まったんです。女性の窃盗犯は珍しかった。まだ新米の私を先輩が"油断するな、したたかな女だぞ"とドヤしつけました」。そのころは既に名うての窃盗常習者になっていたようだ。「売春ですか。聞かなかったなあ。まだ合法の時代だから」。

「あか抜けた女性」とこの女性を取り調べた警察官は言うが、約30年を経て今月10月、那覇地裁の法廷に立った老女には当時の容姿は見る影もなかった。白いものが交じる頭髪は、老いのせいかやや薄い。30キロを切るかというやせ細ったきゃしゃな体を被告人席にかがめた。

「刑務所を出たら私も70近くになります。これ以上、悪いことを繰り返したくはないが、遊女の経験しかなく、手に職がありません。どうか和裁や編み物を教えてくれるという和歌山の刑務所に送ってほしい。」細々と彼女は裁判官に訴えていた。

最初の仕事から36年の歳月。この間を埋めるのは窃盗犯として入出所を繰り返した記録だけである。この中には熊本、鹿児島の地裁判決も含まれる。弁護人のいう「刑務所での友人しかなかった」交友関係を頼るうち、他府県での犯行に及んだのだろうか。この10年間だけでも3度、有罪判決を受け、計7年6月の刑務所生活を送っている。

去る8月、佐賀の刑務所を出た彼女は郷里の沖縄に帰り西原町にある「うるま婦人寮」の保護を受けた。「施設で職業指導を受け更生したい」という本人の希望による入寮だった。しかし、彼女はひと月も待たずに寮を去り、9月4日、那覇市内の民家で捕まった。「団体生活になじめなかったのでしょうか」と寮の関係者は残念がる。

「したたかな女性ですよ。しかし、それも哀れな境遇からでしょう。」取り調べの警察

官は幾分、同情的に彼女を語った。女性 1 人の人生などけし粒のように飲み込む時代のうねりの中で、したたかに生きざるを得なかったことだろう。国の調査では戦中の従軍慰安婦の実数さえ明らかにされていない。仮に従軍者として補償を申し出ても「慰安婦は対象に含まれません」(厚生省援護局審査課)という。更生の機会は最初から失われていたのではなかったか。

判決の日、老女は法廷を立ち去り難そうに「和歌山、和歌山」と、ささやくような小声で裁判官に訴えかけた。それを検察官が「付記しておきます」と引き取った。刑の執行指揮書の意見欄に記入するという意味である。しかしそれも参考意見にとどまり、希望がかなうかどうかは「別の管轄の問題」ということである。(新垣邦雄記者)

また、1988年の講演で高里鈴代が「9才で辻に売られたAさん(67) 才」のこととして、この記事に言及し、さらに次のように述べている³。

A子さんは、西表の炭鉱の監督だったお父さんのもとで生まれて、3才 [のとき] に、子どもが多いというので、那覇に住む母方の祖父母の所に養子になる。ところが、9才(数え) の時に辻の五二階に8円で売られるんです。17才に年期が明けたんですけれども、それからそのお店の台湾支店に移ったんです。そこから今度は中国の広東に行き日本軍の慰安婦になって、終戦後沖縄に戻ってきた。たった1人で、どうして生きていこうか、自分が生きてきた世界っていうのは、それこそ性をモノにして渡す世界、結局、戦後そういう世界にずっと身を置く、そういう方なんです。

彼女自身の語る過去と彼女についての刑事事件で記述されている年月日とが、ずれていて必ずしも正確をきすことができないのですが、彼女の中にある、たとえば、実際は行ってなかったかもしれないけど、行ったというふうにして、自分の人生を語ってるかも知れない。たとえば、服役中であった時も刑務所に居たと言いたくないから、実は別の所に行ってた。たとえば中国に行ってた、というようなこともありうると。必ずしも彼女が話すことと事実とは違うのではないかということですね。これはもう1度、彼女に直接会った中で確かめていかないといけないことでしょう。

もう1つは今度は、刑事事件の満期で何年何月何日に出所してっていう記録の中に、

³ 高里鈴代「ベトナム戦争と売買春」沖縄女性史を考える会編『世替わりにつれて』(那覇市首 里公民館 1989 年) 109-113 頁。引用にあたり適宜に改行を施し、また読点を補った。

同じ年に彼女が本当は刑務所に入ってないといけない年に、次の事件を起こしたっていうのが、あるわけなんです。そして又しばらくして彼女は満期出所したと記されています。実はコピーの無い時代の書類であり、記載ミスの可能性がありまして、もっと正確に記録を追いたいなぁと思っております。更に彼女、昭和の初めの頃からずーっと、もしかしたら新聞に彼女の起こした事件について載っていないだろうかということなども追ってみたいと思っています。ですから、この新聞に彼女について書かれていることは必ずしも正確ではないと思っています。

辻に9才の時に売られていって、もう10才から盗みをしている。もう8才から盗みをしているんですね。そして盗みをしていってもう少年少女として、小さな少女としてもう既に感化院に何日間か入れられたり、というようなことがあったんです。つい前回の事件も数千円のお金を盗んだことが、彼女の犯罪ですが、出所2~3ヵ月後には次再犯しているわけです。その繰り返しの人生なんですね。この人の犯罪記録を見ましたら、まぁ、なんという恐ろしい反省のない人だと思われるでしょう。でも、稚い10歳前後の少女がもう盗みで、感化院に入れられる。

[1段落中略]

9才で辻に売られた子が、もう10才から盗みを働いて、罰せられている。私達はこれを始めっから手くせが悪いと見るのか。一体、罰せられるべきは本当は誰だろうかと考えてみたい。何故この女の子が生まれて3才で祖父母の養子にひきとられて、そして車夫のおじいさんに売られた。人身売買で罰せられるべきなのは、おじいさんと抱えの親であるはずです、今の法律で行くと。でもその時代には社会的に容認されていたわけです。その幼くて親の元から離されて、これは心理的にも愛情に飢えた時に、愛情を求める時にものを盗むということはとてもよくあるんですね。ところが、この女の子が8才で売られていって、そしてもう寂しくって、スッとものをとったら、この子は訴えられて罰せられて、一方の売ったおじいさんも買った抱え親も、そしてこの社会全体も罰せられない。こういうことからスタートしたこの人の人生は今70才になっても未だにその刑務所から抜けられない人生を歩んでいるわけです。

彼女は沖縄で何をしたかって言うと、戦後の本当に大変な時期に刑務所で知りあった仲間と今度は基地の中に組んで、彼女がゲートの番をしているガードをおびきよせて草むらで売春行為をしている間に仲間の男性達が軍の基地の中に入って、ものをとってくる。そういうチームを組んで犯罪を犯しています。それからメイドで働いたお家のお金

を盗み円に交換しようと平和通りの闇のドル交換の場でつかまる。ある意味ではぬけているんですね。何十回というただ犯罪歴をのばしている。その結果ハンドバッグの中の何千円か盗って見つかって刑務所で学んだことは、きれいな手まりを作ること、今度も裁判の時に「和裁を学べる刑務所に戻して下さい」と彼女は言っているんです。

女の人が、このように売られて罰せられて、そしてその後のそれこそ人生をまるごと 罰せられる中で、これはずっと検察の調べの中でも、もう既に出ているんですが、精神 遅滞 IQ が大変低いわけです。ですから仲間と一緒になったらパッと誘われてやるわけです。ですから考えて行動するということよりも時代の波にそれこそ弄ばれて流されていってしまう。これをやっぱり私達が学ぶ女性史とは、彼女の人生、[これを] 特殊な 例として見てゆかず、10 才、9 才或は、もっと幼くて売られていった女の人達が、その後どういう人生を歩み、生きたのかをきちんと見据えるものでありたい。それは売られる側の責任と、買った者、売った者の責任の重さとは圧倒的に比較にならない違いがあるはずなのに、どういうわけか私達のこの歴史は、社会は逆を見てきた。逆転していたっていうことをまず、考えたいと思うんです。

(1) C-126-51

本件は、前掲の前科照会書回答【資料1】に含まれておらず、また他の $(2)\sim(7)$ の各事件記録にも犯罪歴として出てこないので、同姓同名の者による事件である可能性がある。しかしそれらの記録によれば 1951 年 6 月頃までウエハラが那覇で裁判を受けていること、また、1954 年の(2) の事件時に記録上は前科 9 犯であるのに、翌 55 年の(3)の事件時に前科 8 犯であることなどを考えると記載漏れの可能性も否定できない。

Case No. C-126-51

琉球列島米国民政府

(簡易) (上級)軍事民政裁判所「Provost Court for Civil Affairs]

KOZA 司法地区

裁判手続の記録

開廷場所 Naha 開廷日 1951 年 5 月 16 日

USCAR 簡易軍事裁判所 裁判官フレデリック・W・クープマン大尉の面前で

起訴罪状 (簡潔に): 基地立入 (2.2.8)

被告人:(氏名) (年齡) (性別) (住所)

ウエハラ・T 34 女 小禄 ウエハラ・M 24 女 小禄

通訳者:モリナガ・アーネスト [MORINAGA, ERNEST] 検察官: [空白]

弁護人: [空白]

答弁:(各起訴罪状に対する「有罪」または「無罪」の答弁)

無罪一被告人両名。

検察側の証拠:(必要に応じ紙を追加し、証人の氏名住所、及び証拠を特定すること)

第6302 空軍警察 S/Sgt Roberts 証人。1951 年 5 月 15 日午後 0 時 30 分頃、私はフィリピン人集住区を監視しており、被告人が入ってくるのを目撃した。私は集住区内を捜索し、1 つの兵舎の中で被告人を発見した。被告人ウエハラ・Mはコーラを買うために48 本のコーラ瓶を持ち込んでいた。当集住区は、基地労働者ではない沖縄住民には立入禁止になっており、被告人両名は基地労働者ではない。被告人ウエハラ・Tも同様にコーラの空き瓶を所持していた。彼女らの間に100 本を超える空き瓶があった。被告人らは(裏面へ)

事実認定:(各起訴罪状に対する「有罪」または「無罪」の認定)

有罪-被告人両名。

刑の宣告:(拘禁が懲役を伴うか否か、また、刑期の開始日を記すこと)

被告人両名とも罰金 1.000 円または拘禁 10 日。

Frederick W Koopmann

裁判官 フレデリック・W・クープマン

[裏面]

検察側の証拠:続き

基地内に立ち入る許可を与えられていなかった。

被告人ウエハラ・Tの供述:

私は家に帰ろうとしていた。通行許可証は持っていなかった。

被告人ウエハラ・Mの供述:

私は庭仕事を終えて家に帰ろうとしていた。通行許可証は持っていなかった。私はハウスメイドにお金を支払おうとしていた。

犯罪歴:

被告人両名ともなし。

(2) C-243-54, D-1193

Case No. C-243-54

受理人員番号 1193

琉球列島米国民政府

(簡易) (上級) 軍事裁判所

KOZA 司法地区

裁判手続の記録

開廷場所 Koza 開廷日 1954年9月8日

USCAR 簡易軍事裁判所 裁判官エリオット・〇・ショードイン少佐の面前で

起訴罪状 (簡潔に): 窃盗 (2.2.6) 4: 基地立入 (2.2.8): 破壊侵入 (2.2.33) 5

被告人:(氏名) (年齢) (性別) (住所)

ウエハラ・T 38 女 宜野湾村喜友名7班

通訳者:ナカチ 検察官:なし 弁護人:なし

答弁:(各起訴罪状に対する「有罪」または「無罪」の答弁)

無罪一窃盗

有罪-基地立入

<u>検察側の証拠</u>:(必要に応じ紙を追加し、証人の氏名住所、及び証拠を特定すること) 被告人はその権利について助言を受けた。

嘉手納飛行場第6332空軍警察のM/Sgt Leon Jones が宣誓し、次のとおり証言した。1954年9月6日午前4時15分頃、嘉手納飛行場第19BOQの6069兵舎で、私が目覚めてトイレに行くと、被告人がバスルームに立っていた。そこは浴室付きの2人用の兵舎である。私は、被告人に対し、ここで何をしているのかと尋ねた。被告人は便所を使いたいと言った。ルームメイトも何事かと起きてきた。このとき私は自分の財布を調べ、\$5.50軍票と300円が無くなっていることが分かった。兵舎のドアは留金で鍵をかけていたが、(裏面へ)

^{4 1949} 年布令 1 号の軍窃盗罪にも軽罪の規定 (2.2.6.1 条) があり、その対象は「価格千円以下」のものである。 本件の盗難物は「\$5.50 軍票と300円」であるから、2.2.6 条とあるのは2.2.6.1 条の誤りであろう。

^{5 1949} 年布令 1 号 2.2.33 条は日本刑法の効力に関する規定であるから、正しくは 2.2.34 条である。 同条は「夜間その中で重罪を犯す意思を以て占領軍又はその一員の住居を破って立入る者は、 断罪の上 10 万円以下の罰金又は 10 年以下の懲役又はその両刑に処する」旨を規定した。

事実認定:(各起訴罪状に対する「有罪」または「無罪」の認定)

有罪

刑の宣告: (拘禁が懲役を伴うか否か、また、刑期の開始日を記すこと)

懲役1年、1954年9月8日起算、及び罰金5,000円。\$.05軍票没収。

Eliot O Chaudoin

裁判官 エリオット・O・ショードイン

[裏面]

検察側の証拠:続き

その留金が壁から引きはがされていた。ドアはこじ開けられていて、留金は壁から引き はがされてそこにぶら下がっていた。その女が私の兵舎に来たことはこれまで一度もな かった。私は、彼女のことをまったく知らなかった。私たちは、お金を盗ったのかと聞 いたが、彼女は着ていた服を広げ、お金を持っていないことを示すために服を揺すった。 私たちは空軍警察を呼び、彼女の身柄を引き渡した。

被告人は、この証言は正しいと述べた。

嘉手納飛行場第 6332 空軍警察の Sgt James Doder が宣誓し、次のとおり証言した。通訳を通して被告人を取り調べたのは私である。空軍警察の警邏隊が被告人を医務室に連行し、そこで彼女は検査を受けた。医師の報告によれば、彼女は腕にやけどがあり、胸部と足首に打ち傷または切り傷があった。被告人は、最初、レイプされたと述べたが、その話の内容は何度も変わった。レントゲン写真を撮り、彼女は応急手当を受けた。彼女によれば、9月5日24時頃、1号線の第5チェックポイント付近を歩いていたら、1台のタクシーが近づいてきて停車した。タクシーには白人と黒人の2名が乗車していた。黒人は軍服を着ていた。彼らは、彼女に家まで送ろうと言った。タクシーは第3チェックポイント付近で基地内に入ったが、ゲート通過時に彼女は座席の下で屈んでいた。タクシーは検査されたが徹底していなかった。その後、この米兵らが彼女を第19BOQ地区に連れて行き、タクシーから降ろし、建物の中に連れこみ、レイプした。しかし後に彼女は、彼らはレイプしなかったと言った。また彼女は、嘉手納飛行場の第1チェックポイントから中に入ったとも言った。彼女は、最初、軍人はA/2Cだったと言ったが、後にSFCだったとした。また、彼女は、最初、他の女性と一緒ではなかったと言ったが、後にヒガ・マリコと一緒だったと言った。

被告人は、証人が述べるとおりであり、証言は正しいと述べた。

弁護側の証拠:

被告人は、彼女の権利について助言を受けた。

彼女は何も言うことはないと述べた。その後、彼女は、ゲート1を1人で通り抜けたと述べた。彼女は2人の米兵といた。嘉手納飛行場に入ったのは初めてだった。窃盗をするつもりはなく、ドアが開いていたので水を少し飲ませてもらって、それから便所に行くために中に入った。これは午前3時頃であった。

犯罪歴:

1947年5月29日 那覇中央裁判所 窃盗 1年 1948 年 7 月 24 日 那覇治安 窃盗 6月 1950 年 7 月 29 日 那覇治安 窃盗 10月 窃盗 2月 1950 年 9 月 2 日 那覇治安 窃盗 2月 1951 年 6 月 30 日 那覇治安 1952 年 7 月 21 日 石川治安 窃盗及び偽証 1月 1953 年 3 月 5 日 胡差治安 窃盗 4月 1953 年 10 月 12 日 胡差治安 基地立入 10日 1954年1月13日 胡差治安 窃盗 6月

(3) C-208-55, D-1060

Case No. C-208-55

受理人員番号 1060

琉球列島米国民政府 (簡易) (上級)裁判所 <u>KOZA</u> 司法地区 裁判手続の記録

開廷場所 Koza 開廷日 1955年8月3日

CA 簡易裁判所 裁判官エリオット・O・ショードイン少佐の面前で

起訴罪状 (簡潔に): 窃盗6

⁶ 告発状記載の被害額は 26.35 ドルと 20 円であるから本件は布令 144 号 2.2.6.1 条ではなく、2.2.6 条違反事件にあたるが簡易裁判所で裁判を開き、その宣告できる最高刑の 1 年が言い渡されている。

被告人:(氏名) (年齢) (性別) (住所)

ウエハラ・T 39 女 那覇市***番

通訳者:ナカチ 検察官:なし 弁護人:なし

答弁:(各起訴罪状に対する「有罪」または「無罪」の答弁)

無罪。

<u>検察側の証拠</u>:(必要に応じ紙を追加し、証人の氏名住所、及び証拠を特定すること) 被告人はその権利について助言を受けた。

瑞慶覧警備隊 [Sukiran Security] の SFC James C. OWENS が宣誓し、次のとおり証言した。 1955年8月1日午前8時30分頃、旧ナッシュビル女性宿舎付近のStaging **[判読不能] 地区で、Lewis 夫人から事務所に対し、この女が彼女の4号宿舎にいて、\$26.35 の他、 幾らかの円を盗んだと通報があった。その女は Sgt OTTE により逮捕され、取調べのために連行された。彼女の鞄を捜索したところ \$26.35 軍票と 20 円が発見された。被告人は風邪をひいており、病院に連れて行かれた。その後、胡差警察署に引き渡された。

事実認定:(各起訴罪状に対する「有罪」または「無罪」の認定)

有罪。

刑の宣告:(拘禁が懲役を伴うか否か、また、刑期の開始日を記すこと)

懲役1年、1955年8月3日起算、及び罰金10,000円。罰金未納のとき1日120円換算で労役に処す。

Eliot O Chaudoin

裁判官 エリオット・O・ショードイン

[裏面]

検察側の証拠:続き

Victoria LEWIS 夫人が宣誓し、次のとおり証言した。彼女は外をうろついていて、私の娘に対し、私の口紅があるかと尋ねた。私はシャワーを浴びていたが、娘が帰って来て、口紅があるかと私に聞いた。被告人は娘の後ろから家の中に入ってきていた。私がシャワーから出ると彼女は家から出て行った。財布を調べるとお金がすべて無くなっていた。私は被告人の後を追って外に出て、彼女が私のお金を持っていることを確かめたので、憲兵を呼んだ。

弁護側の証拠:

被告人はその権利について助言を受け、黙秘を選択した。

犯罪歴:

1954 年 9 月 8 日 Koza 簡易 窃盗・基地立入・破壊侵入

1年及び罰金 5,000円

1953 年 10 月 12 日 胡差治安 基地立入 10 日

1953 年 3 月 5 日 胡差治安 窃盗 4 月

1952年7月21日 石川治安 窃盗及び詐欺 1月執行猶予1年

1951年6月13日那覇治安窃盗6月1950年9月6日那覇治安窃盗10月1948年7月24日那覇治安窃盗6月

1947年5月29日 胡差巡回裁判所 窃盗 1年

(4) C-256-56, D-1672

琉球列島米国民政府

(簡易) - (上級)-裁判所 - KOZA 司法地区

裁判手続の記録

開廷場所 Koza 開廷日 1956年11月12日 PSD Case No.: C-256-56

受理人員番号:1672

民政府簡易裁判所 裁判官ロイ・L・モルガンの面前で

起訴罪状:基地立入 2.2.8 条 (1956 年 11 月 3 日、同月 12 日)

被告人:(氏名) (年齢) (性別) (住所)

ウエハラ・T 33 女 北谷村謝苅1区3班

通訳者:ヒガ 検察官:「空白」 弁護人:なし、希望せず。

(被告人は有罪もしくは無罪の答弁または黙秘の意味と効果を告げられ、理解する。)

答弁:各起訴罪状について無罪。

検察側の証拠:

被告人は起訴罪状の詳細について、つまり 1956 年 11 月 3 日と同月 12 日の 2 回の基地立入の容疑で起訴されていることについて説明を受けた。

海兵隊 RASP の憲兵隊 Lt. James W. Klingeman が次のとおり証言した。1956 年 11 月 12 日午前 7 時頃、私は、BOQ339 番の私の兵舎で女性 1 名が逮捕されたという電話を受けた。私の兵舎に行ってみると、被告人がライカム G-3 の Lt. Garrison Robert に拘束されて

いた。彼女は、最初、住所を除く他のすべての質問について回答を拒んだが、その後、立入制限のある米軍区域である瑞慶覧のこの地区及びその建物 (BOQ339) に入ったことを認めた。被告人はこの地区に入ることのできる通行許可証を持っていなかった。彼女は、トイレを使うためにその建物に入ったと言った。

BOQ339 を含む瑞慶覧 69 区を警備する第 8118AU の警備員キンジョウ・ノリタケが次のとおり証言した。1956 年 11 月 3 日午前 5 時頃、私は、その同じ立入制限区域で被告人を拘束したが、被告人は通行許可証を所持していなかった。このとき私は、被告人がBOQ338 に入るのを目撃していた。彼女が建物から出てきたので、私は彼女を呼び止めた。彼女は、私に対し、ここで何をしているのかと尋ねてきた。私は、ここで警備員として働いていると答えた。すると彼女は、女たちは何も盗まないと言った。そして彼女は、この BOQ にハニーがいて、彼のところから出てきたところであると言った。私はその話を信じ、そのまま彼女を立ち去らせた。(裏面へ)

事実認定:基地立入の各起訴罪状について有罪。

刑の宣告:各起訴罪状について拘禁3月及び罰金2,500円。両刑は逐次的に執行され、 拘禁は計6月、罰金は計5,000円とする。罰金未納のとき1日120円換算で労役に処す。

Roy L. Morgan

裁判官 ロイ・L・モルガン

[裏面]

第 65AAA 大隊 A 砲兵中隊で BOQ339 の Lt. Robert A. Thorpe が次のとおり証言した。 1956 年 11 月 3 日午前 6 時頃、私は、被告人ウエハラが私の居間にいるのを目撃した。 彼女は、メイドの仕事に関することで Lt. Klingeman に会いたいと言った。 Lt. Thorpe は、 Lt. Klingeman を知らなかったので、彼女に出て行くようにと言った。 同日午前 6 時 45 分頃、被告人は BOQ338 の裏で座っていた。

Lt. Klingeman は、1956 年 11 月 3 日午前 7 時頃、彼女がやって来たので、私は出て行きなさいと言ったと証言した。

キャンプ瑞慶覧の第 663AU の Lt. Buford Brooks が、1956 年 11 月 12 日午前 7 時頃、瑞慶覧の BOQ339 の中にいたのは被告人であると特定し、次のとおり証言した。彼女は、この BOQ の台所におり、外に出て行こうとしていた。彼女は、私が来るのに気付き、急いでドアを開け、出て行こうとしていた。被告人は、憲兵が来るまで座っているように命令された。

これに先立ち、1956年11月3日午前6時45分頃、彼は、瑞慶覧のBOQ337のドア付近に被告人が座っているのを目撃した。午前10時に彼の兵舎に戻ると、彼はラジオ1台、シーツ2枚及びズボン1着が盗まれていることに気付いた。彼は、1956年11月12日に彼が逮捕したのは、黒のスカートをはき、青のセーターと黄色のスリップオーバーを着ている被告人であり、その日もこの服装であったと述べた。

キャンプ瑞慶覧の兵舎にいる OKED の Lt. James Lucker が次のとおり証言した。 1956年 11月 3日、私は午前 7 時頃に起きた。正午頃、私は、財布が空であることに気付いた。 無くなったのはおおよそ \$35.00 である。お金が盗られたのは午前 7 時から 7 時 15分の間であり、私が浴室にいたときである。 就寝中はドアの鍵を閉めていたが、そのときは鍵を開けていた。昼食時まで財布を調べなかった。財布の中の他の物はもとのままであった。

被告人は、証人らへの質問を断った。

弁護側の証拠:

被告人は、その権利について助言を受け、次のとおり証言した。 1956 年 11 月 2 日の夜、瑞慶覧地区にある洞穴の中で、黒人兵と一緒にいた。彼が毛布 2 枚を持って来て、一緒に寝ていた。彼は、私に、キャンプに戻って、お金を持ってくると言った。しかし彼は戻って来なかった。 1956 年 11 月 3 日の朝、黒人兵が戻って来なかったので、私は BOQ のある方に行き、陰部を洗おうと思った。そして瑞慶覧の兵舎の 1 つの手洗い場に入り、体を洗い、それから家に帰った。

1956年11月11日の夜、キャンプ桑江の近くで、もう1度その黒人兵に会い、この前と同じ洞穴で1晩を過ごした。彼はお金を取ってくると言ってまた出て行ったが、戻って来なかった。私は、この前と同じ兵舎の方に行き、再び陰部を洗うために中に入ったが、今度は体を洗う前に逮捕された。

裁判所からの質問を受け、彼女は、1956 年 11 月 3 日に証人キンジョウが彼女を呼び止めたことを認めた、彼女は、体を洗うために兵舎の方に行ったのは、黒人兵からそう言われたからであると述べた。誰かに呼び止められたときは、BOQ の兵舎にハニーがいると答えることになっていた。

犯罪歴:

1953 年 10 月 12 日 胡差治安裁判所 基地立入 10 日 1950 年 9 月 6 日 那覇治安裁判所 窃盗 10 月

1947年5月29日 中央区巡回裁判所 窃盗 1年

1948年7月24日 那覇治安裁判所 窃盗 6月

1951年6月30日 那覇治安裁判所 窃盗 6月

1952年7月21日 石川治安裁判所 詐欺・窃盗 1年執行猶予1年

1953年3月5日 胡差治安裁判所 窃盗 4月

1954 年 9 月 8 日 Koza 簡易裁判所 基地立入及び窃盗 1 年及び罰金 5,000 円

1955 年 8 月 3 日 Koza 簡易裁判所 窃盗 1 年及び罰金 10,000 円

(5) C-265-56. D-1792-1793

琉球列島米国民政府

(簡易) (上級)裁判所 - KOZA 司法地区

裁判手続の記録

開廷場所 Koza 開廷日 1956 年 11 月 14、19、26 日 PSD Case No.: C-256-56

受理人員番号: 1792-1793

民政府簡易裁判所 裁判官ロイ・L・モルガンの面前で

起訴罪状:ウエハラ:窃盗(2.2.6.1)

シンジョー: 盗品取引 (2.2.7)

被告人:(氏名) (年齢) (性別) (住所)

ウエハラ・T 33 女 北谷村謝苅区6班

シンジョー・Y 29 男 那覇市*区*班

通訳者:ヒガ 検察官: [空白] 弁護人:チネンが被告人シンジョーを代理する。 (被告人は有罪もしくは無罪の答弁または黙秘の意味と効果を告げられ、理解する。)

答弁:被告人ウエハラは窃盗について有罪。

被告人シンジョーは米国財産である盗品の取引について無罪。

検察側の証拠:

米国陸軍第 663 野戦砲兵大隊に所属し、米軍の立入制限区域である瑞慶覧の BOQ338 を宿舎とする Lt. Buford Brooks が、次のとおり証言した。1956 年 11 月 3 日午前 6 時 30 分頃、着替えて仕事に出た。その朝はドアに鍵をかけずに出た。午前 10 時頃に戻ると卓上型のラジオ RCA Victor (製造番号 111862) が盗まれていた。この製造番号は、彼がこのラジオを購入したときに、ラジオの入っていた箱にも記されている。また、ズボ

ン1着とシーツ2枚も無くなっていた。

卓上型ラジオ RCA Victor (製造番号 111862) が、証人 CID 捜査官 Howard Lee により証拠1として提出された。彼は、これを那覇のシンジョーの質屋で発見したと証言した。 Lt. Brooks は、外見からしても、また彼の兵舎に保存されていた箱の製造番号からしても、そのラジオは彼の所持品であると特定した。(ラジオの価格は\$18.75である。) 証人は、被告人について、青いセーターと黄色いスリップオーバーを着て、黒いスカートをはいていることから、1956 年 11 月 3 日のラジオが盗まれた朝、彼の出勤時に、338 兵舎の近くにいた者であると特定した。

Howard Lee が、次のとおり証言した。被告人は BOQ338 の隣の BOQ339 に立ち入ったとして逮捕された。そのとき彼女は窃盗については何も知らないと否認した。(裏面へ)事実認定:被告人ウエハラは窃盗について有罪。

被告人シンジョーは盗品の取引について有罪。

刑の宣告: 11月14日、被告人ウエハラは、彼女が現在服役中であるところの 11月12日 [原文では 6日] に言い渡された刑期の満了後、拘禁 1年の刑に処され、さらに罰金 10,000円を併科された。罰金未納のときは 1日120円換算で労役に処される 7 。 1956年11月26日、被告人シンジョーは、拘禁4月執行猶予2年及び罰金 20,000円に処された。罰金未納のときは 1日120円換算で労役に処される。(シンジョー納付済み)

Roy L. Morgan 裁判官 ロイ・L・モルガン

[裏面]

しかし捜索令状をもって、彼は被告人の住居を捜索するため謝苅集落に行った。捜索の結果、3 枚の質札が発見された。ウエハラ・Tの名前が記された 1 枚の質札は、彼女が那覇のシンジョー質屋でラジオを 900 円で預けたことを示していた。シンジョー質屋を訪ねると、RCA Victor table model radio、#111862 が発見された。引き続きシンジョーに事情を聞くと、このラジオを預けた者を特定できることが分かった。被告人ウエハラは再び取り調べられ、彼女は、1956 年 11 月 3 日瑞慶覧の BOQ338 でラジオを盗み、これをシンジョー質屋に預けたことを認めた。またウエハラは、同日、その BOQ から

⁷ C-256-56 の記録 2 枚目に収録された出所通知書によれば、ウエハラは 1958 年 4 月 7 日に出 所している。

軍票 \$26.00 を盗んだことも認めた。その日は宮古島のヒガ・ヨシコが彼女を助けた。彼女らは 338 兵舎にあった電気アイロン、衣服、シーツ及び毛布を盗んだ。ヒガ・ヨシコは軍票の \$2.00 を彼女に与えた。

被告人ウエハラは証人への質問を拒んだ。

弁護側の証拠:

被告人ウエハラは、その権利について助言を受けた。

被告人ウエハラの犯罪歴は次のとおりである。

1947年5月29日 中央裁判所 窃盗 1年

1948年7月24日 那覇治安裁判所 窃盗 6月

1950年9月6日 同上 窃盗 10月

1951年6月30日 同上 窃盗 6月

1952年7月21日 石川治安裁判所 窃盗・詐欺 1年執行猶予1年

1953年3月5日 胡差治安裁判所 窃盗 4月

1954 年 9 月 8 日 Koza 簡易裁判所 基地立入・窃盗 1 年及び罰金 5,000 円

1956年11月12日 同上 基地立入 6月、罰金5,000円

被告人シンジョーは、その権利について助言を受け、次のとおり証言した。私は質量をして人にお金を貸している。今回の場合、私は、被告人ウエハラに900円を貸し、彼女は、この新品のアメリカ製 RCA Victor ラジオを置いていった。証拠1として裁判所に提出されたものである。台帳によれば1956年11月5日、被告人ウエハラが来店し、証人 Lee によって回復されたラジオを担保にしてお金を借りたいと言った。被告人ウエハラが記した住所は那覇市の病院裏であった。(被告人ウエハラは謝苅に住んでいるので、被告人ウエハラが被告人シンジョーに示した住所は虚偽である。) 私は、質物の保管は2か月であり、これを過ぎれば売られると伝えた。

証人 Howard Lee が再召喚され、次のとおり証言した。Koza 簡易裁判所の発付した捜索令状に基づき、1956 年 11 月 14 日午後 5 時、那覇市*区*組の被告人シンジョー宅を捜索した。被告人シンジョーは同所で質屋を経営している。パートタイムの被用者であるタマシロ・Kが、証人から事情聴取を受けた。シャツのポケットから PX 商品であるポール・モールの煙草が見えていたからである。どこから手に入れたのかと尋ねると、彼は、1956 年 11 月 13 日に那覇市で見知らぬ沖縄の女性から買ったと述べた。

家宅捜索の結果、PX で取り扱っている免税品であるラッキー・ストライクの煙草 1

カートンと 2 箱が、質物の番号を付された状態でクローゼットの中から発見された。煙草のカートンは新聞紙に包まれていた。シンジョー・T夫人が、その煙草 1 カートンを見知らぬ沖縄人から 180 円で買ったことを認めた。彼女は、この他にも酔っ払った見知らぬ米兵に水をあげた代わりに煙草のカートンを受け取ったことがあると言った。

この他にも別のクローゼットから新品のラジオ 3 個と蓄音機のプレーヤー 2 個が発見された。詳細は次のとおりである。

- (1) Arvin radio 卓上型、米国製、1956 年 11 月 9 日 1,400 円で質入れ。預かり証には「Nahane」の名前が記されていたが住所は記載なし。
- (2) 全電動時計ラジオ 1956 年 10 月 30 日「AYAKO」が 1,000 円で質入れ。住所と 姓の記載なし。
- (3) RCA Victor radio 米国人 Walter M. Kempe が 2,000 円で質入れ。住所記載なし。
- (4) 新品の携帯用蓄音機 米国製、そのままボール紙で覆われていた。未使用の物である。1956年11月7日、空軍師団第1313分遣隊のLe E. Keougel が質入れ。
- (5) 新品の携帯用蓄音機 米国製、(4)と同じ品物でボール紙が覆われていた。1956 年9月20日、第8154AUのBilly E. Hays が 1,200 円で質入れ。

シンジョー夫人は、AYAKOとNAHANEを知っているが、所在については何も分からないと言った。

シンジョーを代理する弁護人チネンが、次のように述べた。被告人シンジョーは、これらの質物についての全責任が彼にあることを認めており、妻のシンジョー・Tには責任がないと述べている、と。

被告人の弁護は以上であった。1956年11月14日の家宅捜索で発見された品目は、 米国人から盗まれた米国財産であるとは特定できないので、当裁判所は、それらを有罪 判決の証拠としては考慮しない。

「シンジョーの」犯罪歴はない。

被告人シンジョーの有罪を認定するに当たり、当裁判所は、見るからに髪をといておらず [unkempt in appearance]、明らかに貧乏であって、それゆえその所持するラジオは盗品であると警戒すべきであったところの沖縄の女性から、被告人シンジョーが、沖縄の証書で \$45.00 の価値のある新品の米国製ラジオを預かったという事実を考慮した。それだけでなく被告人シンジョーは、その女性やその虚偽の住所について何の質問も調査もしなかった。さらに、これだけ疑わしい状況にあるのに、彼は警察に通報しなかった。

(6) C-149-58, D-0819

琉球列島米国民政府

(下級) (上級) 裁判所 - KOZA 司法地区

裁判手続の記録

開廷場所 Koza 開廷日 1958 年 7 月 30 日 PSD Case No.: C-149-58

受理人員番号:0819

民政府下級裁判所 裁判官サイル・E・モリソンの面前で

起訴罪状:ウエハラ:基地立入(2.2.8条)

被告人:(氏名) (年齢) (性別) (住所)

ウエハラ・T [空白] 女 不詳

通訳者:フジタ 検察官: 「空白」 弁護人:希望せず

(被告人は有罪もしくは無罪の答弁または黙秘の意味と効果を告げられ、理解する。)

答弁:有罪

検察側の証拠:

第 15Tactical Reconnaisance Sq の S/Sgt Joe Columbus

1958 年 7 月 29 日午前 2 時 30 分頃、私がトイレに行くためベッドから起きると、床に人の姿 $[a\ form]$ が見えた。私は自分の妻だと思い、何をしているのかと尋ねた。私は、彼女が着飾っている [dressed] のに気づいた。何をしているのかと尋ねると、彼女は沖縄の言葉で話し始めた。私は空軍警察に電話した。私は、これ以前にこの女のことは知らなかった。彼女は酔っ払っているようには見えなかった。私の知る限り、彼女は何も盗っていない 8 。 (宴に続く)

事実認定:有罪

刑の宣告:懲役3月、起算日1958年7月29日%。

Cyril E. Morrison

裁判官 サイル・E・モリソン

⁸ 告発状によれば犯罪場所は Mercy Houseing Area, Qtrs. H-19 であり、目撃者は Clumbus 夫妻である。犯罪内容欄には「S/Sgt Columbus がトイレに行くため起きるとウエハラが廊下で横になっていた。 Columbus は、どの窓も玄関も鍵がかかっており、ウエハラがどのようにして家の中に入ったのかが分からないと述べた」と記入されている。

⁹ 出所通知書によればウエハラは 1958 年 10 月 19 日に出所した。

[裏面]

RASP Ø Sgt Walter J. McClintock

私たちがそこに到着すると、彼らは、私たちに対し、彼女を署に連行してほしいと言った。彼女が横になっていたところには、直径約3インチの血痕があった。彼女の手には血が着いており、手にマッチ棒1本を握っていた。私は救急車を呼び、また CID の Lee 氏に電話した。私たちが彼女を起き上がらせたところ、彼女は大丈夫であるように見えた。私たちは彼女を車に連れて行くと、彼女は、子どもの頃から出血しやすいと言った。彼女は住所を言おうとしなかった。彼女によれば、女きょうだいを訪問しようとしていたところであったいう。家の中で壊されているものはなかった。全てに鍵がかかっていた。Lee 氏が来た。彼は、彼女を知っていた。彼によれば、彼女には胸部をこすって出血させるトリックがあるということであった。彼は、彼女の身柄を私たちに戻した。憲兵隊は、救急車に対し、出動要請を忘れてほしいと伝えた。私たちは彼女を PMO に連行した。

弁護側の証拠:

被告人は黙秘を選択した。

弁護側の証人はいない。

未決拘禁:1958年7月29日から。

犯罪歷:

1947年5月29日	窃盗	中央地区裁判所	1年
1948年7月24日	窃盗	那覇治安裁判所	6 月
1950年9月6日	窃盗	那覇治安裁判所	10 月
1951年6月30日	窃盗	那覇治安裁判所	6 月
1952年7月21日	詐欺・窃盗	石川治安裁判所	1年執行猶予4月
1953年3月5日	窃盗	胡差治安裁判所	4 月
1953年10月12日	基地立入	胡差治安裁判所	10 月
1955 年 8 月 3 日	窃盗	Koza 軍事裁判所	1年及び罰金 10,000円
1956年11月12日	不法立入	Koza 軍事裁判所	6月及び罰金 5,000円
1956年11月14日	窃盗	Koza 軍事裁判所	1年及び罰金 10,000円

(7) SUP C-52-59, D-113

米国民政府高等裁判所

那覇、沖縄、琉球列島

米国 v. ウエハラ・T

CASE NO. SUP C-52-59 DOKET No. 113

手続の速記録

裁判は1959年 6月1日 午前 9:20 に那覇で開かれた。

在廷するのは以下の者である。

ラッセル・L・スティーブンス「RUSSEL L. STEVENS」 - 裁判官

ロナルド・M・オータ [RONALD M. OTA] - 検察官

レイモンド・ウエハラ [RAYMOND UYEHARA] - 通釈者

B・シンガー [B. SINGER] - 谏記者

ウエハラ・T ー被告人

裁判官 Russel L. Stevens

[2枚目以降]

裁判所:開廷する。ウエハラ・T、あなたには弁護人がいるか。

被告人;いいえ。

裁判所:なぜか。

被告人:私は自分のしたことが悪いことだと思う。

裁判所:あなたは起訴状の写しを受け取ったか 10。

被告人:はい。

裁判所: それを理解しているか。

被告人:はい。

裁判所:あなたの答弁は何か。

被告人:有罪。

^{10 5}月29日付起訴状記載の起訴罪状は布令144号2.2.6条違反であり、犯罪事実は「ウエハラは、 琉球列島の沖縄で、1959年5月19日またはその頃、米軍構成員である米国空軍嘉手納飛行場所属のWesley C. Hills の所有物である価額約39ドルの米国通貨を窃取し、持ち去るという重罪を犯した [feloniously steal, take, and carry away]ものである」という内容である。予備審理は逮捕翌日の5月25日に行われているが(本件記録17枚目)、本件を高等裁判所に移管した理由は記されていない。なお起訴状記載のウエハラの現住所は那覇市ペリー区4区3班であり、また告発状記載の犯罪場所は「200 TRI PEAKS HEIGHTS」である。

裁判所:それでは私たちに必要なのは簡単に事実を読み上げることである。

検察側証人として上間善孝 [UEMA, YOSHITAKA] が召喚され、はじめに義務的に宣誓をしてから次のように証言した。

主尋問:

問:あなたの名前を述べてほしい。

答:上間善孝である。

問:あなたの職業は何か。

答:コザ地区署の捜査課の主任である。

問:あなたがこの事件の捜査をしたのか。

答:はい。

問:彼女は有罪答弁をしているので、あなたの捜査によって明らかになった事実について述べてもらえるか。

答:5月19日、嘉手納飛行場に勤務するWESLEYという名前の軍人から、\$39.00 を盗まれたという通報があった。私は、事件のあった現場に行き、次のことを理解した。午前6時頃に訪ねて来た人がいて、メイドとして使ってほしいと依頼されたが、午後には姿を消し、そのとき\$39.00が無くなっていた。

その者の年齢、人相、服装を尋ねたところ、女は35、6歳で、痩せており、肌はやや濃い色で、白い花柄のワンピースを着ていたということであった。

私は署に戻り、こうした人物を知らないかと捜査官らに尋ねた。彼らは心当たりがあると言い、ウエハラ・Tであろうと教えてくれた。そこで写真を入手し、これを WESLEY に見せたところ、彼はこの人物に間違いないと言った。

5月24日午前5時45分頃、通常通りにバスの一斉点検を実施したところ、ライカム入口で点検を受けた昭和バスにウエハラ・Tが乗車していた。事情聴取したところ彼女はこの事件のことを認めた。また、彼女によれば、自分のハンドバッグをWESLEYの家に忘れたということなので、このハンドバッグを彼女に示したところ、それは自分の物であるという。そのため私たちは、彼女がこの事件に関与した者であると理解した。

問:あなたに検察側証拠1を示すのでそれが何かを確認してほしい。あなたはこれを 覚えているか。

答:はい。

問:検察側証拠1は何であるか。

答:それは WESLEY からの盗難の報告書である。

問:コザ地区署がこれを受け取ったのはいつか。

答:それは 19 日に北谷署の警察官砂辺が受領したものであり、コザ署はそれを 21 日に受け取った 11 。

検察官:検察官は検察側証拠1を提出し、被告人は異議を唱えなかった。

裁判所:異議なく採用された。

問:あなたに検察側証拠2を示すのでそれが何かを確認してほしい。あなたはこれを 覚えているか。

答:彼女が逮捕されたとき、彼女は事件への関与の有無を尋ねられた。そして、その 調書が作成された。

問:調書が作成されたのはいつか。

答:5月24日午前7時30分頃である。

問:調書を作成したのは誰か。

答:私である。

検察官:検察官は検察側証拠2を提出し、被告人は異議を唱えなかった。

裁判所:異議なく採用された。

問:供述調書の内容を読み上げてもらえるか。それは非常に短い¹²。

「北谷村砂辺の米人住宅に朝の6時半頃メイドとして雇われましたが、寝室を掃除しているときにテーブルの上に財布がありましたので中味の現金を窃りました。相手は39 弗と云って居りますが、私が盗ったのは32 弗です。お金は盗った晩15 弗は那覇のペリーの私の世話に与っているギイチと謂ふ大島の人に遣り残りは私が小

^{11 5}月19日付被害届(本件記録14枚目)の「被害の模様」欄には、「現在メイドの静子は病気で中央病院に入院中であるが5月19日午前6時30分頃、自称ヨシ子(当34年)と名乗る女が『静子の変わりに働いて呉れと言われたので来た』と来て同10時頃まで婦人と一緒に寝室に居たが婦人が応接間で客と話している間に寝室に置いてあった財布より現金39弗を抜き取り『店まで行って来る』と称してそのまま逃走せるもの」と記入されている。

¹² 緊急逮捕されたウエハラの「弁解録取書」が上間により作成されており、本件記録の15-6 枚目に収録されている。法廷では、その冒頭の一言(「今読んで戴いた通り」)を除く全文が英訳されて読み上げられた。本稿の引用は「弁解録取書」より。「私の世話に与っているギイチと謂ふ大島の人」は英訳では"a person named GEICHI who depends on me"である。

遣銭として使って現在一銭もありません。

弁護士は頼みません。自分のやったことは悪いと思っていますので必要ありませぬ。」

検察官:記録によれば、女性のプラスチック製のハンドバッグは、 $5 \times 10 \times 2$ インチの大きさであり、検察側証拠 3 である。

問:あなたに検察側証拠3を示すのでそれが何かを確認してほしい。あなたはこれを 覚えているか。

答:はい。

問:検察側証拠3は何であるか。

答:WESLEY から盗難の報告書が届け出られた19日、彼は、姿を消したメイドがこれを残していったと述べた。これはウエハラ・Tの物である。

問:ウエハラ・Tの物であることを示すものが財布の中に何か入っているか。

答:入っているのはごく普通の物である。これをウエハラ・Tに見せたところ、彼女は自分のものであるとした。

検察官:検察官は検察側証拠3を提出し、被告人は異議を唱えなかった。

裁判所:異議なく採用された。

検察官:質問は以上である。

裁判官:ウエハラ、あなたからこの警察官に対する質問はあるか。

被告人:質問はない。

裁判官:よろしい。ありがとう。

(証人は退廷した。)

検察官:検察の立証は以上である。

裁判官:了解した。ウエハラ、あなたから自分自身のために述べたいことがあるか。証言や刑の減軽のための供述のことであるが、もちろん黙秘したままでもよいし、何かあれば述べてもよい。何か希望はあるか。

被告人:何もない。

裁判官。分かった。起訴罪状どおり有罪とする。犯罪歴はどうなっているか。

通訳者:(警察記録から読み上げる。)

 1947年5月29日
 窃盗
 中央地区裁判所
 拘禁1年

 1948年7月24日
 窃盗
 那覇治安裁判所
 拘禁6月

1950年9月6日 窃盗 那覇治安裁判所 拘禁 10月

1950 年 9 月 29 日 窃盗 那覇治安裁判所 拘禁 10 月

1951年6月30日 窃盗 那覇治安裁判所 拘禁6月

1952年7月21日 詐欺・窃盗 石川治安裁判所 拘禁1年執行猶予1年

 1953 年 3 月 5 日
 窃盗
 胡差治安裁判所
 拘禁 4 月

 1953 年 10 月 12 日
 基地立入
 胡差治安裁判所
 拘禁 10 日

1955 年 8 月 3 日 米国財産窃盗 Koza 簡易裁判所 拘禁 1 年及び罰金 10,000 円

1956 年 11 月 14 日 基地立入・窃盗 Koza 簡易裁判所 起訴罪状 1 につき拘禁 6 月

及び罰金5.000円。起訴罪状2につき拘禁1年

及び罰金 10,000 円

1958 年 7 月 30 日 基地立入 Koza 簡易裁判所 拘禁 3 月。

裁判所:ウエハラ、刑の言渡しの前に何か言いたいことがあるか。

被告人:言いたいことはない。

裁判所:あなたは結婚しているか。

被告人:いいえ。

裁判所:子どもはいるか。

被告人:いいえ。

裁判所:あなたは誰と一緒に暮らしてきたのか。

被告人:私はあちこちを移動している [move here and there]。

裁判所:あなたはどんな仕事をしているのか。

被告人:友人のところに行ったり、バー街に行ったりする。

裁判所: あなたは何もまともな仕事 [constructive work] をしていないということで間違いないか。

被告人:そのとおり。

裁判所: あなたはまさしくバーのあたりで [around the bars] 生計を立てているという理解で正しいか。

被告人:はい。

裁判所:これまでに結婚したことはあるか。

被告人:ない。

裁判所:これまでにまともな仕事に就いたことがあるか。

被告人:以前に私は辻にいた。

裁判所:そこで何をしていたのか。

被告人:客を取っていた。

裁判所:辻というのはどこか。

通訳者:波の上にある。

裁判所:それではウエハラ、あなたの記録からすると、あなたは明らかに常習の窃盗犯である。あなたにまともな仕事をするつもりがないのであれば、あなたはもう流れ者、浮浪者に他ならない [apparently nothing but a drifter, a floater]。あなたは身体的に問題がなく、それなりの仕事をどこかで見つけてくることも十分にできると見受けられる。裁判所としては、酌量すべき事情、刑を減軽すべき事情を見いだすことができず、あなたは常習の犯罪者にしか見えない。

あなたに拘禁5年の刑を言い渡す13。

(1959年6月1日午前9時45分に閉廷した。)

私は、以上の内容が、当該裁判所において、前記の日時場所で上記の件について進められた裁判手続の真正で誤りのない記録であること保証する。

速記者 B. Singer

(8) SUP C-33-62, D-118

本件記録は以下に掲げる文書 20 枚からなる。公判速記録はない。そのうち 5-7 枚目の被害届 3 通の「被害の年月日時」「被害の場所」「被害の模様」の各欄の記載内容と 10-15 枚目のウエハラの供述調書【資料 2】を紹介する。記録によれば、ウエハラは、1962 年 8 月 7 日、那覇の民政府高等裁判所で、3 個の窃盗(布令 144 号 2.2.6 条違反)により有罪となり、各拘禁 2 年の逐次的執行(合計 6 年)の刑を言い渡され ¹⁴、1967 年 2 月 21 日、「布令満了(布令 143 号)」により釈放された(2-3 枚目)。なお供述調書で終戦後に沖縄に戻り、パンパンとして逮捕され軍裁判で懲役 6 か月に処されたと述べられているが、その記録は前科照会書回答【資料 1】になく、また裁判記録もまだ見つかっていない。

¹³ ウエハラの刑は 1962 年布告 16 号減刑令により懲役 3 年 4 月に減軽された。

^{14 8}月6日付起訴状によれば3件の被害額は①25ドル(4/25)、②38ドル(5/5)、③80ドル(5/7)であり、前述のとおり、価格3000円(25ドル)以下のものの窃盗は2.2.6.1条(長期1年以下)の対象であるから、①について2年の刑を宣告することができたのかは疑問である。

1 枚目:表題

2枚目(表):受刑者の釈放通知書

同 (裏): NOTICE OF RELEASE OF PRISONER

3 枚目: JUDGEMENT AND COMMITMENT

4枚目:INFORMATION

5-7 枚目:被害届3通(コザ地区警察署2通、嘉手納地区警察署1通)

8-9 枚目: 嘉手納地区警察署で作成された被害者1名の供述調書

10-15 枚目: 嘉手納地区警察署で作成されたウエハラ・Tの供述調書

16-17 枚目:前科照会書(1962年7月27日付琉球上訴検察庁の回答)

8-19 枚目: PRELIMINARY HEARING / MINUTE RECORD OF PROCEEDINGS

20 枚目: COMPLAINT

(ア)被害届(原文日本語)

①被害の年月日時 1962年4月25日午前9時20分より同9時30分の間

場所 402AWASE HOUSING AREA

模様 今朝8時頃、1人の沖縄婦人がメイドにやとってくれと来たので雇ったところ午前9時20分頃から同30分頃迠の約10分間位、私が外出している間にラジオとカメラがなくなっていてそのメイドもいなくなっていました。

②被害の年月日時 1962年5月5日午後1時頃

場所 嘉手納村 11 区外人住宅 7139 号

模様 本年5月5日◆時30分頃、沖縄人娘よし子を洗濯のために頼んであったが、午後1時頃、家◆の妻が別室に化粧している隙に、よし子は居なくなっていたが、居間においてあった女物のカバンの中の金がなくなっていた。

③被害の年月日時 1962年5月7日10時頃より11時40分頃の間

場所 右被害住居「北谷村字砂辺貸住宅地域内ハウス番号 A246]

模様 被害者は外◇でストーブ等の手入中、本日雇入したメード・・・ア イロン・・・居るが、・・・家人の居ないのを奇貨に・・・にある ハンドバッグより現金を窃取してメードは逃走して居る。

(イ)ウエハラ・Tの供述調書【資料2】

供述調書

本籍 那覇市**町*番地 住居 不定

職業 無職 ウエハラ・T

大正6年*月*日生(45年)

右の者に対する窃盗被疑事件につき 1962 年 7 月 16 日嘉手納地区警察署において本職は、あらかじめ被疑者に対し、自己の意志に反して供述をする必要がない旨を告げて取り調べたところ、被疑者は任意左の通り供述した。

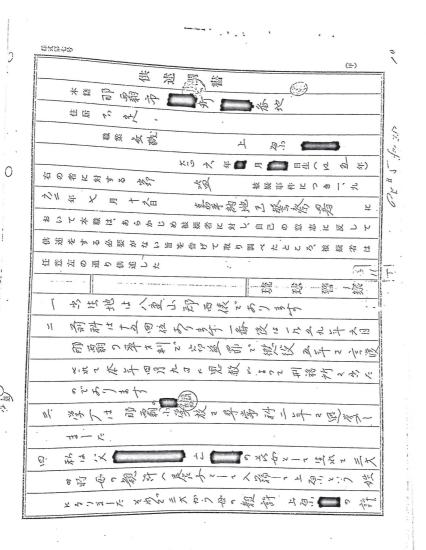
- 1 出生地は八重山郡西俵であります。
- 2 前科は15回位あります。一番後は1959年6月の那覇の軍裁判で窃盗罪で懲役5年を言渡されて本年4月9日に恩赦によって刑務所を出たのであります。
- 3 学歴は那覇の**小学校を尋常科2年を退学しました。
- 4 私は父****、亡**の◇女として生れて3才の時母の親許へ養子として入籍して上原という姓になりました。それで3才から母の親許上原**の許で育ちまして小学校へ入学しましたが2年生9才の時に那覇の「チヂ町」(料亭の意)へ売られて「チヂ」で大きくなる迄育ったのであります。私の生みの親***は現在日本に住んでおります。母は私の11才の時に亡くなりました。其れから私を養子に貰った上原**の夫婦は戦争中に亡くなって私1人になっています。

私はチヂに売られて始めは女中をしておりましたが 18 才位の時に酌婦として働きました。21 歳の頃、台湾の基隆に渡りギジユウ町で芸妓として 2 ヶ年位働きました。 其の後再び沖縄へ戻って那覇市**町の叔父さんの宅で帽子編を戦争が始まるまでやっていました。戦争が始ったので熊本へ疎開しておりましたが終戦して 30 才頃の時に沖縄へ戻って来ましたが当時家や職業もないのでコザ方面でブラブラ遊んで廻っていたら私をパンパンという事で警察に捕まえられて軍裁判で懲役を 6 ヶ月科せられて刑務所へ服役しましたが其の後私は現在迄 15 回位全部窃盗の罪で軍関係の裁判で刑務所から出たり行ったりして一定の職にもつけず今日に至っている次第であります。

5 私の家族関係は今迄私の経歴を申しました通り家族はなく私1人の身寄でありま す。那覇には叔父さんも1人おりますが其処には1回も行った事はありません。出 生地の八重山にも親族は1人もおりません。

- 6 私の財産は何1つとしてありません。生活状況は一定の職業もないのでぶらぶらしております。
- 7 私は本年5月頃の始頃、嘉手納の外人住宅からお金38 弗盗んだ事がありますから 只今から其のことを正直にお話し致します。
- 8 私は本年4月9日那覇の刑務所から出まして那覇の小禄のペリー附近友達の家で世話になって仕事もつかずに遊んでおりました。何時迄も人の所で遊んで世話になる事もどうかと思いまして、私は前科もある関係でなるべく人に知れない遠い所が良いと考へて、本年5月の始頃バスに乗って嘉手納へ仕事を探しに参りました。私は此れ迄外人住宅で女中をした事が何回もあるので、女中の方が仕事は良いと思って、嘉手納の水釜の外人住宅を仕事はないかと思って探して廻っておりました。私は水釜外人住宅の地理は其の日が始めてで全然何処に何があるか分かりませんが、午前8時頃に水釜外人住宅の大通りを海岸近くを歩いていると大通りから右の方に少し入って行くと米人住宅の入口が今いていたので其処へ入って行って英語で「メイドを使って下さい」と頼みますと其の婦人は「使ふから来なさい」返答して住宅の中へ入れました。入ってみると婦人と子供が何名かおりましたが、主人はおりませんでした。婦人は女中として傭ふとの事で月給10弗で通勤でする様話しがありました。
- 9 私は其の時本当に今から真面目になって嘉手納で間借りして働こうと決心しておりました。それで午前中は住宅の内側の掃除や洗濯をしましたが其の時にはお昼で主人の米人も帰って来て婦人と部屋の中で話をしておりました。其の頃私は家の中を掃除中、食事室の机の上に婦人の鞄があるので口がボタン付でしたので私は仕事中に遂何の意味なく明けて見ると財布があったので又其の財布を取って明けて見たらお金の札が何枚もあるので其の時其のお金がほしくなったのであります。
- 10 私は刑務所にいる時からお金があったら何時か八重山西俵の亡母の遺骨を取って沖縄に来たいと考へてお金がほしいと思っていたので、幸にお金があるのを見て其のお金を盗んで八重山へ逃げ様と決心がしました丁度其の頃、米人夫婦は部屋で話し中で誰も気がつかないので其の鞄の財布を出して中のお金をあるだけ全部出して上着のポケットに納め財布は元通り鞄に入れて私はこっそり其の住宅の表側の入口から出て行きました。私がお金を盗んだ時間、昼の12時頃でありました。

【資料 2】



-112 -

いきのするしている故へ入るよりましたがころは人は大の 解と問題のナナ町は至るなべくたらなりナナ そっちょうなるのでのますれのはなるが ちけ親ろの本に住人でいりま母いなりまったのがい 一石 其外的刀形王晨父子又開了石上河! ex 高山家的市下191mun 然人了mun; top 我はナディ 表がる 好のはななるしておりましたが 十八万 後の所と砂切ししてかきました三七人の好いなりま Sich なる様りからうかいるないとなるとないとことではい 至ました 好の後山山川腹八一分ろろ 即每部十一 ■ボッなメンノの支帽子網、数をかかるまするか しい、として強争のなしても思べて終にしてない きしたが教教して三十大項の断とは優へ戻って来 「付着地」成立まることつかであったろくはしった つろたノ利とごへ間を見いがままられる原大利 い際一次ラステ目科がふる刑務所一服災ーましたが 生之後 粉川理在過十五回位 全部 寿養 易罪 个 原内はの大部で用格がかがたり行るりして一定う Kralr many house in the who 44-37 23,0 私の表法 関係は

今送れの発力を本しました過り意放けるく私又 はまれてるります 那番がいけ なべとんろ 人もります はってきなりません なの財之は何つろろろろは生然状況は一定の間 当からないない かっくしゃなります 我は本年五月頃の好場 直部手納り引人はそから 付金三十八十 治人の事がありますらうのでから ならこ 2日に同日本が一致一十十年 私は本子四月九日即日間の刊前がからよろしく 1 那為の小部のでり一付近反意。表で必然にろう は事もつかずと立てかかりまして何時にしる人の方 りがしてかれないとのなっなったのましておけるが もよう倒得ではるべく人をかがるい意いがかからったへん 本年之月の始頃いスと常るまの手的へ在東る際 大クリュート。 おいがけられ人 はまでてかすュート 京の内のもようなかけのたがはないとかろろ まな子間の水人のろんは見るは事にろいかいかろうは 一口四了石力了了一个。我口以久里外人住是力地經 はなのではなって全然はないないというかへうる

-114 -

		•
0	£ 44/2 / 140 000 /	``
	お子前八班場に北金社人俱免の大通りる海洋正	
	米人はそのへのいろとなったったとかにいし入しているとと	
	学がたいとなることにはなる人へんなってまた	
	後のなける使うてきいと物かるするなのが人は	
Q.	つったると紹人と子供が何だかわりましたが至人はた後のからまるとい、及然して待定のは、入れました人	
	ころべかした。 婦人はか中としないとうない 川然	
	十年の過数でする 終 塩ーのの ニーイ・	
	化、形は五の野、不当ら入かりを可用によるてまるが	
	い間はりてなうとはつしてりましたとれるまの	*=
	R S S S	
	中は冷走の内御の保管を認視としましるか事の別と	
∞.≃6	けるまで様だっ ゆろまっの人とかかつすいだっ	
. 25	-したりました、ちりがおけるかりをなす。	
Mar.	食事際りがのよっな人の数かろうろうかから、けいし	
	くるがけけず中と逆のう気はる人間りる見ると	
*	除布かろったろ大生の即作る敬う切ける思を分類	
	らなのれか何女しよるななこの所 立のお金かけしょうろ	
	winds out	and little and
	一つ、我は刑者がいる時かろれ食かること、仍然か八意り	
)	西京のな母の愛なる、風いては徳のまなのとたへいた合か	A 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4
الله الله		

Te- in Browing of of the truenth a thetony 送ていいまよの連げ補とはいかーまりたて後 ようり 16 人大婦はおるがちりりが新しらいのうからなら 題的學不是上本的人為為我人全都走了上海的你 シトト効の即布はお通り記と入れて取はこつそり立る 信意の美倒の入口が入まる好きました 取がれ合う該 2 我は自分の益ったの食の類かは、強力を与るいでしての形は本色の土の頭のちょうました。 335 いえけう即る割り前花へびくけうびって治療 て疾病のシュラたらかの付る関とにう終りまる 今日数への見とうのとなったりませんが三十十十十八日 33.3 様とはべつろりませいのるかれい八連は行きがら Unentherable of the about the ました。八多いと思いてての余りる後の山で有本 5. 你可容者の状事何、務か了人 取り並入のの事 かりは如の遺育と西張つお手に助け神りこうな ニナ中将のました。然り十年日もかり意践と全紀 良いまーたっ 形は 五の大川のちの土の様人多りかう体態に ぽって 京きした ぞうのでる前の友達の人物の子でるかな

-116 -

		1
,	Cala	
j	いるからいくとうなけるでしては、日かりな際	
	かしいとはなるなりははなるなっているとなる	
	これは一般を養くないないとは然	
	中部のことはのなるのはののは必然を作り通	
.~	the sold at any	
,	十三 既日田家井への田とります。 本意のであるとうなりのではなるのではののはなるのはなるのはなるのはなるのはなるのでは	
1	L'E & CHEN THEY WE WE THEY WE WERE	
Q	ニッチ人はらいちなるないないにからなることが	
Ų	- d. 4 5 1 5 2 00 2 1 1 1	
	「るがつなのなりましてまするあいこののちますくかに	
	コダルはないはしいは一四人	
,	111-	
•	1/ KB	
	大孫成一族的文化とう 然の一本と思い思ななか」で	1
	岩 等 数 数	1
	NECE II	
1		
ĺ	李等的人的地名	9
	高水電子の大型 NE M W ある	-
0		4
.	4	
. -		
	,	
- 1	A STATE OF THE PARTY OF THE PAR	
-		
-		
		1
tourn		
	****	•
	V	

- 11 私は自分の盗ったお金が、盗んだ時は幾らかも確めなかったのでバスから那覇の泊港へバスから行って泊港に着いて桟橋のターミナルで切符を買い乍ら幾らあるか金を数へて見たら判然覚へておりませんが 35 弗位あった様に覚へております。 其の日宮古丸が八重山行きがあったので其の金で 5 弗で参等の切符を買って八重山行きました。八重山に着いて 1 ヶ月余り西俵で山で材木を切る労務者の炊事婦を務めました。私の盗んだ残りの約 30 弗では母の遺骨を西俵のお寺に預け料として 1 年分20 弗払いました。残り 10 弗は私が小遣銭に全部使いました。
- 12 私は5日前の7月12日頃八重山から沖縄に帰って来ました。其の日那覇の友達から私が手配されている事を聞かされて私は心配して早速コザの旅館でも働いてお金を造って早速警察へ持って行ってお詫びしようと思っていると昨日午前5時頃旅館に行く途上コザ警察の方に捕ったのであります。
- 13 私は刑務所へ何回も行っているので真面目に働く積りで米人住宅にも始め行きましたがお金を見て欲を出して此の様な悪い事をした事を悪いと思ひます。今后は此の様な事は決して致しません。

ウエハラ・T

右録取し読聞かせたところ誤る◇事を認め署名拇印した。

前同日

嘉手納地区警察署

司法警察員 巡查部長 前里玄福

(9) C-5-50

Case No. C-5-50

琉球列島米国民政府

(簡易) =(上級)=軍事民政裁判所

KOZA 司法地区

裁判手続の記録

開廷場所 Koza 開廷日 1949年12月30日

軍政府簡易軍事裁判所 裁判官セイイチ・ノムラの面前で

起訴罪状 (簡潔に):米軍施設立入 [Trespassing on US military installation]

被告人:(氏名) (年齢) (性別) (住所)

キャン・S 31 男 泡瀬*区*班

通訳者:[空白] 検察官:[空白] 弁護人:[空白]

答弁:(各起訴罪状に対する「有罪」または「無罪」の答弁)

有罪

検察側の証拠:逮捕報告書によれば、1949 年 12 月 28 日午前 6 時 30 分またはその頃、 被告人は、キャンプ桑江の現地住民集住区 [Native Compound] で立入禁止違反の疑い により逮捕された。

<u>弁護側の証拠</u>:被告人は次のように述べた。仕事を探しに行ったが、通行許可証を持っていなかった。前日に行って一晩中そこにいた。

事実認定:(各起訴罪状に対する「有罪」または「無罪」の認定)

有罪

刑の宣告:(拘禁が懲役を伴うか否か、また、刑期の開始日を記すこと)

懲役 27 日、起算日 1949 年 12 月 30 日。

Seiichi Nomura

主宰官 セイイチ・ノムラ

(10) C-244-51

Case No. C-244-51

琉球列島米国民政府

(簡易) (上級) 民政軍事裁判所

KOZA 司法地区

裁判手続の記録

開廷場所 Koza 開廷日 1951 年 7 月 20 日

USCAR 簡易軍事裁判所 裁判官フランク・M・フィンの面前で

起訴罪状 (簡潔に):立入禁止違反 [Off Limits] 第2部2.2.8条

被告人:(氏名) (年齢) (性別) (住所)

キャン・S 33 男 美里 [村]

通訳者:タイラ 検察官:なし 弁護人:なし

答弁:(各起訴罪状に対する「有罪」または「無罪」の答弁)

答弁なし「None taken]

<u>検察側の証拠</u>: (必要に応じ紙を追加し、証人の氏名住所、及び証拠を特定すること)

被告人は1951年7月4日から拘禁されている。検察側証拠なし15。

弁護側の証拠: 「空白]

事実認定:(各起訴罪状に対する「有罪」または「無罪」の認定)

公訴棄却。

刑の宣告:(拘禁が懲役を伴うか否か、また、刑期の開始日を記すこと)[空白]

Frank M Finn

裁判官 フランク・M・フィン

(11) C-117-53. D-362

(ア)告発状(5月28日)の罪名及び犯罪内容

- 5. SPECIFIC CHARGE (罪名) Attempted Rape, Indecent Act, Off Limit
- 7. DETAILS OF OFFENSE (犯罪内容)

Subject committed indecent acts in that he tried to excite the passions of a child by stroking her vargin with his hand.

Subject committed an indecent act in that he attempted to masturbate a male dog in the presence of a child, trying to excite the child so that he could have sexual intercourse with the child.

Subject was at the time od above crimes in an OFF LIMITS area in that he did not have a pass to be in the area.

8. EVIDENCE AND PROPERTY TURNED OVER TO CIVILIAN POLICE (C.P. 二引キ渡シタ証 拠品及所有物) Copy of statement of subject.¹⁶

(イ)予備審理手続の記録

Case No. [空白]

琉球列島米国民政府

(簡易)(上級)軍事民政裁判所

^{15 7}月4日付の告発状によれば、キャン・Sは、同日午後8時30分頃、嘉手納飛行場 Still Well Park Housing Area に立ち入ったとして、立入禁止違反及び第6332空軍基地規則 [6332nd Air Base Wing Regulation](現地住民の外出禁止)違反の疑いで、第430空軍警察により逮捕された。

¹⁶ 米軍犯罪捜査局 (CID) 作成の供述調書は本件記録中に残されていない。

KOZA 司法地区

予備審理手続の記録

開廷場所 Koza 開廷日 1953年5月29日

USCAR 簡易軍事裁判所 裁判官ヴィンセント・H・ヤノの面前で

起訴罪状 (簡潔に):刑法 2.2.13 条違反 ¹⁷ (暴行及び殴打 [assault and battery]) 並びに 2.2.33 条違反 (日本刑法 174 条及び 176 条のわいせつ行為)

被告人:(氏名) (年齢) (性別) (住所)

キャン・S 40 男 美里村字泡瀬*区*班

通訳者:Cpl. WADA 検察官:なし 弁護人:なし

答弁:(各起訴罪状に対する「有罪」または「無罪」の答弁)

無罪 (裁判所による記入)

検察側の証拠:(必要に応じ紙を追加し、証人の氏名住所、及び証拠を特定すること)

泡瀬スクールの Margaret Klitch (9歳) が最初の検察側証人として召喚された。裁判所は、証人が善悪を区別でき、また法廷では絶対的な真実のみについて証言する必要があることをよく理解していることを確認した。証人の証言は次のとおり。1953年5月27日午後6時頃、彼女は遊び友達の Anne McKinnon の家にいて、Anne の夕食が終わるのを待っていた。それから証人は、被告人が通りを歩いてきて、McKinnon 家の庭の方に曲がって入ってくるのを見た。それから被告人は(裏面に続く)

事実認定:(各起訴罪状に対する「有罪」または「無罪」の認定)

上級軍事裁判所の審判に付す。

刑の宣告:(拘禁が懲役を伴うか否か、また、刑期の開始日を記すこと)[空白]

Vincent H Yano

裁判官 ヴィンセント・H・ヤノ

[2 頁以下]

検察側の証拠:続き

おもちゃのけん銃を手に取り、証人に対し、けん銃はよくないと言った。それから Anne の母親が家の中から出てきて、証人に対し、おもちゃを見張っていなさいと注意 した。それから証人がそのけん銃を取りに行くと、被告人が両足の間で両手を使って彼

¹⁷ 特別布告 32 号 (1949 年布令 1 号) 2.2.13 条は「占領軍の一員に暴行を加える者は断罪の上 2 万円以下の罰金又は 2 年以下の懲役又はその両刑に処する」と規定した。

女と遊び始めた [play with her between the legs with his hands]。証人は、おもちゃを拾いあげ、被告人から離れた。それから被告人は彼女に戻ってきてほしいという動作をしたが、彼女は拒否した。それから Anne McKinnon が縄跳びをもって外に出てきた。Anne の犬(ドイツ警察犬)は既に外にいた。それから証人は、被告人が、彼女としたのとほぼ同じ方法で犬と遊んでいるのを見た。それから Anne の父親が出てきて被告人を竹の棒で叩き始めた。証人は家の中に走って入り、Anne の母親に起きたことを話した。

検察側の次の証人として召喚されたのは泡瀬 513 の主婦 Frances McKinnonであった。 夫人は宣誓後に次のように述べた。昨年 10 月から Margaret を知っている。1953 年 5 月 27 日午後 6 時、証人が家で食事をしているとき、被告人が通りを歩いてきて、庭で遊んでいる Margaret を見ていることに気付いた。被告人が立ち止まってにやにやしていたので、その普通でない行為を見て彼女は 2、3 度起き上がった。それから彼女は、おもちゃを見守っていてほしいと Margaret に頼み、そして 2 回目に注視したとき、被告人は既に庭の中にいた。しかしそのときは彼女の土地から出ていくように被告人に注意する必要があるとは感じなかった。 Margaret はおもちゃを家の中に持ってきた。彼女の娘Anne と息子 Wade が庭に出ていったが、間もなく子ども達が父親に助けを求めて叫び始めた。それから証人は、彼女の夫が、通りで被告人を追い詰めたのを見た。その後すぐMargaret が中に入ってきて、証人に対し、被告人に触られた場所を示し、彼女の骨盤のあたりを指し示した。直ちに証人は、夫に何があったのかを伝えた。夫は、被告人を拘束し、警察に引き渡した。

(ウ)コザ署捜査報告書

琉球警察

警察局

(胡差地区署)

1953年6月16日

主題: キャン・S (男)、泡瀬家族住宅地区への立入りと強かん未遂に関する報告 宛先: 琉球政府警察局長

1953年5月28日午前2時頃、第515軍事警察犯罪捜査局のStanley Z. BONNY 氏がキャン・Sを本署に引き渡し、基地立入(軍事施設)及び強かん未遂の疑いで告発した。直ちに真玉橋元三郎巡査部長により取調べが行われ、次のことが判明した。

1. 容疑者

キャン・S (喜屋武**)、男、40歳、無職

現住所 越来村越来区

本籍地 美里村字***番

2. 犯罪歷

- a 1949 年 11 月 19 日、Koza 軍事裁判所で、容疑者キャン・S は基地立入(軍事施設) の疑いで裁判を受け、懲役 1 月執行猶予 6 月の刑を言い渡された。
- b 1949 年 12 月 30 日、Koza 軍事裁判所で、彼は前記同様の罪の疑いで裁判を受け、 懲役 27 日の刑を言い渡された。
- c 1950 年 5 月 27 日、胡差治安裁判所で、彼は前記同様の罪の疑いで裁判を受け、 懲役 1 月の刑を言い渡された。
- e 1951 年 11 月 23 日、Koza 軍事裁判所で、彼は基地立入(軍事施設)の疑いで裁判を受け、懲役 29 日の刑を言い渡された。
- f 1952 年 5 月 5 日、胡差治安裁判所で、彼は前記同様の罪の疑いで裁判を受け、 懲役 20 日の刑を言い渡された。
- g 1952年6月4日、胡差治安裁判所で、彼は、基地立入(軍事施設)の罪の疑い で裁判を受け、罰金200円の刑を言い渡された。
- h 1952年9月8日、胡差治安裁判所で、彼は基地立入(軍事施設)の罪の疑いで 裁判を受け懲役15日の刑を言い渡された。

3. 犯罪の詳細

a (警察の捜査結果)

1953年5月27日午前11時頃、容疑者キャン・Sは職探しのために泡瀬家族住宅地区に許可なく入った。午後6時頃、同地区のEdwin M. KLITCH 大尉(T-500)の住宅前で、彼は犬と遊び、その腹と性器をなでた。彼は、その時近くに来たKLITCH 大尉の娘(9歳)に引きつけられた[He thought・・・・ a daughter・・・・ was attractive.]。彼は、彼女の肩をなでようとしたが、その左手が腹部の方に滑り落ちた[slipped down to her abdomen]。少女は怖くなり、家の中に走っていった。彼女の家族が飛び出してきて彼を逮捕した。

b (犯罪捜査局の捜査結果)

1953年5月27日午後6時頃、容疑者が家族住宅地区を通り抜けようとした際

に魅力的な少女を見た。彼はアメリカ人と性交をしたことがなかったので、彼はこの少女を誘惑したいという衝動を覚えた。彼は、たまたま近くにいた犬の性器を巧みに操った。それから彼は左手を彼女の方に回し、右手で彼女の腹部をなでた。このように体を触った後 [After this play with the body]、彼は彼女と性的関係を持とうとした。

- 4. 証拠: なし。
- 5. 所見
 - a 容疑者は常習的な基地立入者(軍事施設)であり、反省が見られないので、下記署名人は、適正な科刑を要求する。
 - b 1953 年 4 月 29 日、ヤノ裁判官は本件起訴罪状を上級裁判所の審判に付す決定を した。

宮城兼永胡差地区署長

(エ)米国民政府公安局の起訴状(7月23日)

起訴罪状1 特別布告32号刑法並びに訴訟手続法典2.2.8条違反

キャン・Sは、泡瀬で、立入制限区域である泡瀬家族住宅地区の境界内に許可なく入った。

起訴罪状2 米軍占領時に琉球で効力を有した日本刑法 174 条違反

キャン・S は、1953 年 5 月 28 日またはその頃、泡瀬で、公然と犬に自慰行為をさせてわいせつの行為をした [commit an indecent act by masturbating a dog in public]。

(オ)裁判手続の記録

Case No. C-117-53

受理人員番号 362

琉球列島米国民政府 (簡易) (上級)軍事民政裁判所

KOZA 司法地区

裁判手続の記録

開廷場所 Koza 開廷日 1953年7月24日、8月14日

USCAR 簡易軍事裁判所 裁判官ユリウス・R・ロルフス大尉の面前で

起訴罪状 (簡潔に):立入禁止違反 (刑法 2.2.8 条違反)、日本刑法 174 条違反の「わいせつ行為「Indecent Act]」

被告人:(氏名) (年齢) (性別) (住所)

キャン・S 40 男 美里村字泡瀬*番

通訳者:キムラ・ヴァルド 検察官:ヨシツグ・ヤマダ 弁護人:仲村兼仁

答弁:(各起訴罪状に対する「有罪」または「無罪」の答弁)

1) 有罪、2) 有罪。この答弁の意味を被告人に説明したが、彼はこれに固執した。

検察側の証拠:(必要に応じ紙を追加し、証人の氏名住所、及び証拠を特定すること)

第 29 歩兵隊少佐 WADE L. McKINNON が宣誓し、次のとおり証言した。私の住居は泡瀬住宅地区の 512 号である、私は 1952 年 3 月からそこに住んでいる。私が被告人を最初に見たのは 5 月 28 日であり、泡瀬の私の住居の庭であった。午後、私は、この男(キャンを指差して)が玄関前に立っていることに気付いた。彼はそれから庭に入ってきて、少しすると彼が子ども達のブランコの近くに立っているのを見た。彼は私たちの犬をなでていた。その後すぐ、子ども達がドアまで来て私を呼んだので、再び外を見た。

事実認定:(各起訴罪状に対する「有罪」または「無罪」の認定)

1. 有罪 2. 有罪

刑の宣告:(拘禁が懲役を伴うか否か、また、刑期の開始日を記すこと)

- 1) 懲役 3 月、1953 年 5 月 28 日起算。
- 2) 罰金 400 円または拘禁8日。刑期の残りは胡差民警察署で服役することを命じる。

Julius R Roluffs

裁判官 ユリウス・R・ロルフス

[2 頁以下]

検察側の証拠:続き

私は、被告人が、私の子ども2名の前で、しゃがみ込んで犬に自慰行為をさせているのを見た。私は家を飛び出したが、彼は、私が彼のところに行くまで、犬に自慰行為を続けさせていた。私は、MPが到着するまで、この男を取り押さえていた。これが起きたのは午後6時頃であったが、まだ明るくてはっきりと見えた。この被告人は犬のペニスを手で握ってこうして(行為をしてみせながら)前後に動かしながら犬とうずくまっていた。彼はこれを私の2人の子ども達の前で行った。男の子と女の子であり、隣の家の

女の子がもう1人いた。子ども達は遊んでいたが、この男が犬とその行為をしていたので私を呼んだ。子ども達は一部始終を見ていた。彼が何をしているのかは道路上にいる誰の眼にも明らかであった。私は5月28日より前にこの男に会ったことはなく、私の庭に入ってよいと許可したことは1度もない。彼は許可なく私たちの庭にいたのであり、また、この泡瀬地区は沖縄人が自由に立ち入ることを許されていない制限区域である。「立入禁止」であることを示す標識はたくさん出ている。

弁護側からの質問はなかった。

検察側と弁護側は、もし Annie McKinnon と Margaret Klitoh が法廷におれば、被告人が 1953 年 5 月 28 日頃に泡瀬のマッキノン少佐の庭で、少佐の犬のペニスを触って遊ん でいたことについて、証言が得られるであろうことを口頭で協議した。

弁護人は疑問を呈し、上記供述を本件記録に残すことについて合意した。

1946年からコザ署に勤務する巡査部長真玉橋元三郎が宣誓し、次のように証言した。 私が初めてキャン・Sに会ったのは5月の終わりの数日間頃で、コザ署内で取調べを 行った。私は、彼から供述をえたが、それがここにある検察側証拠1である。この供述 調書を作成するにあたり、いかなる力の行使もなく、また、利益供与の約束もしていな い。これは任意に作成された。筆跡は私のものである。これを被告人に読み聞かせ、彼 は親指で捺印した。キャンに読み聞かせをしたのは登川巡査であり、私はそれを聞いて おり、また、彼が書面に捺印するのを見ていた。(弁護人の異議はなく、供述調書が証 拠採用された。)

弁護側の証拠:

私の依頼人は仕事を探しに泡瀬に入った。彼は知的能力が低く、そのため標識があったにもかかわらず、この「立入禁止」区域に入った。2年生のときに罹った熱のために精神に影響が出た。彼の両親は学校を辞めさせた。彼が普通の人であれば、このような行為はしていない。それゆえ彼の刑を決めるに際してはこの点を考慮すべきであると考える。私は日本刑法39条の心神耗弱にあたると考える。

検察側は、犯罪を証明するための要素はすべて証拠提出されたので、弁護側の主張する心神耗弱の証明は、弁護側が行うべきであると述べた。

弁護側は、被告人の精神の障害について専門家証言を得たいので、刑の言渡しを延期 することを提案した。

日本刑法 22 章のわいせつ、姦淫(強姦)及び重婚の罪の第174条。

公然わいせつの行為をなしたる者は科料に処す。

同 17条 科料は 10 銭以上 20 円未満とする。1950 年 6 月 1 日軍政府布令 12 号によれば、20B 円が、上記刑法の規定する日本円 1 円に相当する。

キャン・M(父・63歳)が宣誓し、次のとおり証言した。

Sは私の長男で、幼少期から私が育ててきた。彼はずっと家で過ごしてきた。9歳のときに脳炎に罹り、高熱が続いたため彼の精神に影響が出た。それ以来彼は普通ではない。彼は小学校の2学年にも行くことができなかった。

裁判所:

父親の証言は、精神疾患の特徴や傾向について示すことに成功しなかった。

(カ)米国民政府公安局検察官の第3送達書

- 1. PSD Case No. C-117-53 を下記署名人が受理したのは 1953 年 7 月 6 日であり、それ は Koza 司法地区の上級軍事裁判所に起訴するためであった。
- 2. 本件に関する記録と報告書の調査後、下記署名人は、1953 年 7 月 13 日に Edwin M. KLITCH 大尉と同夫人に、その自宅である泡瀬家族住宅地区 500 番で会った。そのとき下記署名人は、KLITCH 夫妻から、もし検察が幼い娘 Margaret (9歳) の証言を必要とするのであれば、被疑者キャン・S に対する起訴手続を進めたくないと考えていると聞いた。夫妻は、娘が上記の事件に巻き込まれたことから立ち直ってきているため、事件を思い出させ、あるいは事細かに記憶を甦らせるのは賢明でないと言った。
- 3. 本件の記録を精査したところ、被告人キャン・Sは、以下の容疑で起訴することが可能であった。第1に刑法並びに訴訟手続法典 2.2.8 条違反。第2に同2.2.13 条違反。第3に占領時に琉球において有効であった日本刑法174条及び176条違反。刑法並びに訴訟手続法典2.2.13条(占領軍構成員に対する暴行)及び日本刑法176条(13歳未満に女子に対するわいせつな行為)による起訴は、少女 Margaret KLITCH が唯一の証人であることから、その証言を必要とした。2.2.8条(立入禁止区域への立入り)及び174条(公然わいせつ)による起訴は、他の証人が利用できるので少女の証言を必要とせずに可能であった。
- 4. 1953 年 7 月 16 日、下記署名人は、再び KLITCH 夫人と、今回はその職場である Island Billeting Office で会った。そのとき KLITCH 夫人は、もし娘 Margaret が法廷で証言することになるのであれば、被疑者キャン・S の起訴を望まないというのが夫妻の

意向であると重ねて述べた。KLITCH 夫人は、この旨を書面に記して下記署名人に渡したいと述べた。

- 5. 1953 年 7 月 22 日、下記署名人は、KLITCH 夫人から、彼女が前述の理由でキャン・ S の起訴を望まない旨を記した書面を受け取った。
- 6. 1953 年 7 月 24 日、被告人キャン・S は、簡易裁判所裁判官ユリウス・R・ロルフス大尉の主宰する Koza 司法地区簡易軍事裁判所で裁判を受けた。被告人は刑法並びに訴訟手続法典 2.2.8 条(基地立入)及び日本刑法 174 条(公然わいせつ)の疑いで起訴されていた。被告人は有罪と認定されたが、刑の言渡しは、被告人の精神の状態を鑑定するため 1953 年 7 月 31 日に延期された。
- 7. 1953 年 7 月 29 日、下記署名人は、少女 Margaret KLITCH の証言なしで、沖縄人の 裁判所に被告人を起訴する可能性について、琉球政府の検事長河内に連絡をとった。 下記署名人は、民政府布告 12 号(琉球民裁判所制)5 条 2 項 e 号が次のように規定 することから、訴追の可能性はない旨を伝えられた。

「民事又は刑事訴訟に於ける当事者は公開廷に於て対手側の証人に対決し質問する 権利を有する、又自己に有利な如何なる証人並に物的証拠をも相手方の段落がついた 時強制手続で提出させることが出来る。|

検事長河内によれば、キャン・Sを日本刑法 176 条で起訴することは、少女 Margaret KLITCH が法廷で証言することなくしては不可能である。

- 8. 1953 年 7 月 31 日、裁判官ロルフス大尉は、被告人キャン・Sが軍の精神科医の 診察を受けるまで、刑の言渡しの前記期日を延期した。
- 9. 1953 年 8 月 14 日、ロルフス大尉は、キャン・S に対し、2.2.8 条違反(基地立入) につき 3 月の刑、及び174 条違反(公然わいせつ)につき罰金400円の刑を言い渡した。
- 10. 少女 Margaret KLITCH の証言なくしてはキャン・S を 2.2.13 条や 176 条で起訴することができないこと、また、幼い娘に公判で証言させたくないという KLITCH 大尉夫妻の希望に鑑み、下記署名人は、本件は終結したものとみなされるべきであると考える。

Yoshitsugu Yamada 公安局検察官

(12) C-274-53, D-752

Case No. C-274-53

受理人員番号 752

琉球列島米国民政府

(簡易) (上級) 軍事民政裁判所

KOZA 司法地区

裁判手続の記録

開廷場所 Koza 開廷日 1953年12月18、21日

USCAR 簡易軍事裁判所 裁判官ユリウス・R・ロルフス大尉の面前で

起訴罪状(簡潔に):立入禁止(刑法 2.2.8 条違反)

被告人:(氏名) (年齢) (性別) (住所)

キャン・S 40 男 越来村コザ区*班

通訳者:マエシロ 検察官:なし 弁護人:なし

答弁:(各起訴罪状に対する「有罪」または「無罪」の答弁)

無罪

検察側の証拠: (必要に応じ紙を追加し、証人の氏名住所、及び証拠を特定すること) 泡瀬住宅地区 1105番の SHIRO Sylvie 夫人が宣誓し、次のとおり証言した。

午後零時 30 分頃、私は、この男が私たちの家の前を通り過ぎて、隣の 1114 番の家の方へ下っていくのを見た。そこで私の娘ともう 1 人の女の子が遊んでいた。私は、少し怪しく感じて娘に声をかけたが、それはその男がなかなか立ち去らなかったからである。私は、この男が露出しているのを見たので MP に電話をかけた。車が到着し、彼を連行した。ここが「立入禁止」区域であることは明らかで、きちんと標識が出ている。その男が、ここにいる者と同一人物であることも間違いない。彼は時々この区域内に立ち入っており、(裏面に続く)

事実認定:(各起訴罪状に対する「有罪」または「無罪」の認定)

有罪

刑の宣告:(拘禁が懲役を伴うか否か、また、刑期の開始日を記すこと)

懲役3月、起算日1953年12月11日。

Julius R Roluffs

裁判官 ユリウス・R・ロルフス

[裏面]

検察側の証拠:続き

ゴミ箱をのぞき込んだりしている。彼は通行許可証を持っておらず、この区域内に入る ことを許されていない。

この証人に対する質問はなかった。

被告側:

私は、越来村の家に向かうため、よく泡瀬住宅地区内を通る。私は結婚していない。 父母と一緒に暮らしている。弟3人も一緒である。父も母も健康であるが、私が再び刑 務所に入れられるのはよく思わない。こんな騒ぎを起こしてしまい、とても後悔してい る。私は仕事に行こうとしていただけで、時間に遅れそうだったから、泡瀬住宅地区の 中を通った。

裁判所の意見:

この男は以前に基地立入の容疑で8回の有罪判決を受けている。彼はもっと多く逮捕されているが訴追されていない。彼の最も新しい犯罪行為は1953年5月下旬に泡瀬住宅地区内で女の子らに卑猥な行いをしたというものである。

[本件記録の2枚目、6-7枚目の紹介]本件の処分結果通知書(Disposition Form)(1954年2月1日付行政法務部発、公衆衛生部宛「キャン・Sに関する精神鑑定の要求」)によれば、判決後の翌54年1月22日、「米国民政府と琉球政府の両公衆衛生部[琉球政府は社会局]長の協議に際してスキューズ氏から、現在那覇の沖縄刑務所に収監されているキャン・S(40歳)について、精神科施設[a mental institution]に入所させるべきか否かを決定するため精神鑑定の必要がある旨の要求が口頭であった」。なお、協議の場で「琉球政府公衆衛生部[社会局]長の山川氏は、早急に彼に精神科医の診察を受けさせたい」と述べたが、「1月28日に刑務所に照会したところ公衆衛生部[社会局]の精神科医による診察はまだ行われていないとのことであった」。

精神鑑定の必要性は次のように説明された。「キャン氏は軍事区域に立ち入ったとして8回の有罪判決を受けている(その大半は泡瀬家族住宅地区)。このうち2回はアメリカ人の小さな女の子らの前で性犯罪の行為をしたために訴えられた。1953年5月下旬の事件では、アメリカ人の小さな子どもらの面前で犬に自慰行為をさせ、また、同年12月11日の今回は、小さな女の子2人の前で露出行為をした。これらの事件で裁判所

は、基地立入罪の法定刑の長期3月の拘禁刑を言い渡した。彼を性犯罪の起訴罪状で審理することは、琉球政府の立法がその種の犯罪については科料の刑のみを規定しており、また、子どもらの両親らが子どもらを証人として法廷に立たせたくないと考えていることから賢明ではないと考えられる。」と。

これに対して公衆衛生部は、2月4日、「琉球政府社会局のハナシロ医師の斡旋により、 沖縄刑務所の上記受刑者の精神鑑定は、沖縄の住民で唯一の精神科医とされるシマ医師 が委員長を務める沖縄の医師らの委員会により行われることになり、その診察は2月5 日に那覇保健所で行われる予定である」と回答した。

そして 2 月 15 日付の手書きメモ (名義人記載なし)が鑑定結果を次のように報告した。 「2 月 10 日、那覇保健所で金武病院のタイラ医師がキャンを診察し、また、同月 15 日、シマ医師が診察した。彼らは、被験者に殺人または危険な傾向性はうかがえず、そのおそれはない [no potential homicidal or dangerous tendencies] と認めた。シマ医師は、更なる検討のために、警察が家族の背景調査を行うことを勧めた」と。

(13) C-174-57, D-1689

琉球列島米国民政府

(簡易) (上級)裁判所 - KOZA 司法地区

裁判手続の記録

開廷場所 Koza 開廷日 1957 年 7 月 5、19 日 PSD Case No: C-174-57

155 case 110. C 17 1 57

受理人員番号: 1689

民政府簡易裁判所 裁判官ロイ・L・モルガンの面前で

起訴罪状:基地立入-2.2.8条

暴行未遂 - 2.2.29 条 (2.2.12.1 条) 18

被告人:(氏名) (年齢) (性別) (住所)

キャン・S 45 男 美里村字泡瀬*

18 布令 144 号 2.2.29 条は未遂規定であり、同 2.2.12.1 条は、1949 年布令 1 号 2.2.13 条と同じ単純暴行罪規定であり、法定刑も同じである。ただし 1956 年改正 3 号により、2.2.12.1 条の行為客体に沖縄人ガードが含められ、次のように改正された。「合衆国軍隊要員或は米合衆国政府又はその代行機関もしくは出先機関の雇用している勤務中のガードに対し、又はガードとして雇用されているという理由でこれに不当に暴行を加える者は断罪の上、2 万円以下の罰金もしくは2 年以下の懲役又はその両刑に処することができる。」

通訳者:フジタ 検察官:[空白] 弁護人:柴

(被告人は有罪もしくは無罪の答弁または黙秘の意味と効果を告げられ、理解した。)

答弁:被告人は両方の起訴罪状につき有罪の旨を答弁する。

検察側の証拠:

嘉手納の米国空軍第 1962ACS 所属の Thomas Di Asio 大尉の妻 Yolanda De Asio が次のとおり証言した。1957年7月3日午前10時頃、家の中でタイピングをしているとき、叫び声を聞いた。家の外に飛び出すと、私のメイドであるミヤサト・ナエコが叫び声を上げていた。彼女は「パパさん、パパさん」と大声を上げていた。被告人がそこに立っていた。彼は手に鋭利な鎌を持っていた。私は被告人に立ち去るようにと言ったが、被告人はそれを拒み、私を凝視し続けた。それから証人は家の中に戻るが、再びメイドが叫び声を上げるのを聞いた。私が外に出ると、被告人が再び敷地内に立っていた。証人は泡瀬住宅地区の1号に住んでいる [告発状では1241号]。証人が彼の方に歩いて行くと、被告人が証人に向けて鎌を振り上げたので、私は立ち止まった。私は恐ろしくなり、息子に助けを呼ぶように頼んだ。(裏面へ)

事実認定:起訴罪状のとおり有罪。

刑の宣告:被告人は3か月間刑務所に拘禁される。罰金1,500円。罰金未納のときは1 日120円換算で労役に処される。

Roy L. Morgan

裁判官 ロイ・L・モルガン

[裏面]

泡瀬住宅地区に同じく居住する Hank Purvis 大尉がビービー銃 [bee bee gun] を持ってやって来ると、被告人は立ち去った。Purvis 大尉が MP を呼んだ。被告人はペニスを突き出し、完全に露出させていた。彼は2度もこれを行った。メイドが叫び声を上げたのはそのためである。そこは立入制限された米軍区域であり、そこに被告人がいるべき理由はない。

泡瀬住宅地区 41 号の Yolanda Di Asio 夫人のメイドであるミヤサト・ナエコが次のとおり証言した。1957 年 7 月 3 日午前 10 時頃、被告人が Di Asio 邸に来て、彼女に向けて鎌を突き出した。彼女は恐くなり、叫び声を上げて助けを呼んだ。少しの間、彼は立ち去っていたが、また戻って来て、ズボンを開けて、彼のプライベートな部分を露出させた。Di Asio 夫人が外に出て来て、彼に立ち去るようにと伝えた。数日間、被告人はこ

のあたりをうろついていた。

CID の James Wright が次のとおり証言した。本件を捜査したのは私である。泡瀬住宅地区 41 号は立入制限された米軍の施設である。被告人はそこに立ち入るための通行許可証を所持していなかった。

弁護側の証拠:

被告人は、妻はいない、彼女は死んだ、子どもはいないと証言した。彼は、73歳の 父親と暮らしている。

犯罪歷:

1949年11月19日 Koza 簡易裁判所 基地立入 1月執行猶予6月

1949 年 12 月 28 日 Koza 簡易裁判所 同 27 日

1950 年 4 月 15 日 胡差治安裁判所 同 1 月

1952年5月4日 胡差治安裁判所 同 20日

1952年9月3日 胡差治安裁判所 窃盗未遂 15日

1955年3月10日 胡差治安裁判所 基地立入 罰金400円

(14) SES C-39-58, D-0019

琉球列島米国民政府

(下級) (上級) 裁判所 - KOZA 司法地区

裁判手続の記録

開廷場所 Koza 開廷日 1958 年 2 月 24 日 PSD Case No.: C-39-58

受理人員番号:0019

民政府下級裁判所 裁判官サイル・E・モリソンの面前で

起訴罪状:基地立入 (2.2.8 条)

被告人:(氏名) (年齢) (性別) (住所)

キャン・S 40 男 コザ市照屋区*班

通訳者:ウエハラ 検察官:[空白] 弁護人:希望せず

(被告人は有罪もしくは無罪の答弁または黙秘の意味と効果を告げられ、理解した。)

答弁:有罪

検察側の証拠:

(裁判所は、被告人に対し、同地区に行った理由を尋ねた。被告人は豚にえさをやる

ためだと答えた。彼は、責任を問えるか否かの限界例であるように見える。裁判所は告発状に署名をすることを求めたが、彼は、字を書けないと述べた。彼は告発状の写しを受け取ったことを認識しており、それを裁判所に見せた。裁判所からの質問に対する答えの中で、被告人は45歳であり、1914年生まれであると述べた。何度か質問を繰り返してから被告人は弁護人なしで裁判を受けたいと述べた。)

海軍第 37 通信部隊の CTC Paul K. Deehan

1958年2月21日午後零時45分頃、彼は、泡瀬住宅地区の906号付近のゴミ箱のところにいた。彼は905号と906号のゴミ箱の間を通って立ち去った。私たちは同区域を捜索し、1時半から2時の間に彼を逮捕した。彼は(真へ)

事実認定:有罪

<u>刑の宣告</u>:懲役3月、起算日1958年2月22日、及び罰金2,500円または罰金不納の場合1日120円換算で付加的に懲役を科す。

Cyril E. Morrison

裁判官 サイル・E・モリソン

[裏面]

906 区画から約 2 分の 1 マイルのところにいた。そこは立入禁止区域である。私は以前にもこの男のことで問題を抱えていたことがある。最初は私の妻が私に苦情を言った時であった。妻は、隣家の夫人と子どもたちと一緒に、ピクニックに出かけたが、彼が近づいてきて、彼女らから約 5 フィートのところに立って、ただ彼女らを見ていた。彼は立ち去るように言われたが、動こうとしなかった。彼女らは食べ物を片付けて別の場所に移動したが、彼は後ろからついて来てもう 1 度約 5 フィート離れたところに立っていた。それから彼は、鼻を防虫網のところまで近づけて、私の妻と隣家の夫人を見つめていた。彼は再び立ち去るように言われたが、それを拒んだ。私の理解する限り、彼女らは以前にも彼との間で問題があった。約 2 週間前も彼は別の女の子を家の前から呼び寄せた。MP の事務所の記録によれば、彼は小さな女の子たちの洋服を持ち上げていた。私たちが彼の持ち物を捜索すると、彼は財布の中に数枚のわいせつな写真を所持していた。それらの写真は後に彼に返還されたと思われる。もし彼が以前と同じであるなら、彼は 2 着のズボンを履いているはずであり、これらの写真も財布の中に入っているはずである。

(被告人は、財布を持っていないと主張した。彼は身体捜索を受けており、彼によれ

ば警察が財布を持っており、警察署にあるということであった。被告人は 2 着のズボンをはいていた。財布は警察署から入手することができた。中には 6 円が入っており、外側に裸の女性の写真が 2 枚あった。内側には女性 1 名の顔と肩の写っている普通の写真 1 枚とジッポライター 1 個が入っていた。)

私が思うに、彼は残飯を自分自身で食べている。彼はそれを小さな袋に入れ、ゴミ箱の側に座り、それを食べる。食べ残しは豚のえさにするには足りないだろう。

弁護側の証拠:

被告人は黙秘することを選択した。

未決勾留:2日間

犯罪歴:

 1949年11月19日 Koza 軍事裁判所
 基地立入
 1月執行猶予

 1949年11月23日 同
 同
 拘禁29日

 1949年11月28日 同
 同
 拘禁20日

 1950年4月15日 胡差治安裁判所
 同
 拘禁1月

 1952年5月7日 同
 同
 拘禁20日

 1952年9月3日 胡差治安裁判所
 窃盗未遂
 拘禁15日

 1957年7月19日 Koza 民政府裁判所
 基地立入
 拘禁1月及び罰金1,500円

(15) SES C-130-58. D-0732

琉球列島米国民政府

(下級) -(上級)裁判所 - <u>KOZA</u> 司法地区 裁判手続の記録

開廷場所 Koza 開廷日 1958 年 7 月 2 日 PSD Case No. C-130-58

受理人員番号:0732

民政府簡易裁判所 裁判官サイル・E・モリソンの面前で

起訴罪状:(1)基地立入(2.2.8条)(2)暴行(2.2.12.1条)

被告人:(氏名) (年齢) (性別) (住所)

キャン・S 40 男 美里村泡瀬区*班

通訳者:ウエハラ 検察官:[空白] 弁護人:吉岡正夫(裁判所による指定) (被告人は有罪もしくは無罪の答弁または黙秘の意味と効果を告げられ、理解した。)

答弁:両方の起訴罪状につき無罪19。

検察側の証拠:

第 6927RSM の S/Sgt Cornelius B. BURGESS

3週間前頃、私は泡瀬1015号の私の庭にいた。パパさん、つまりその被告人が丘を下りてきて、住宅の前のゴミ箱のところで立ち止まった。子ども達が私を呼んだので、私は丘を上がっていった。パパさんはゴミ箱あさりを止めた。そこには何人かの男女の子どもたちがいてゴミ箱を囲む塀の上に座っていた。その子ども達は私のすぐ上に住んでおり、名前も知っている。米軍構成員の子ども達であり、父親は空軍に所属している。パパさんが女の子の足の上腿部分を触り始めたので、私は彼のもとに近づき、次に見つけたときは警察を呼ぶことになると伝えた。そして私は、子どもの母親に対し、昨年もこのパパさんが問題を起こしているので、子ども達を彼から遠ざけるように説明した。この母親は最近になってこの地区に引っ越してきた。小さい子は4、5歳であった。(2枚目に続く)

事実認定:両方の起訴罪状につき有罪

刑の宣告:(1)懲役3月、起算日1958年7月2日。

(2) 懲役1年、但し第1の刑期と同時進行。

Cyril E. Morrison

裁判官 サイル・E・モリソン

[2 枚目以降]

反対尋問:

その子どもはコンクリートの囲いの上に座っていた。被告人はそれを超えて近づき、このようにして彼女の足を触った(証人は手のひらを示した)。彼が触ったのは太ももの上の部分であった。彼はそこに彼の手を置いた。その手が2、3回動いたというわけではなく、また、子どもを叩いたということでもなかった。

裁判所:その子どもは彼と遊んでいたのではなかった。

^{19 (11)} C-117-53 では暴行罪が適用されなかったのに対し、本件では (13) C-175-57 に続き 2.2.12.1 条が適用されている。 (13) は有罪答弁であったが、ここでは無罪答弁であり、裁判所の指定により弁護人も付いた。しかし子ども達(太ももを触られた女児など)の証人尋問はなかった。なお布令 144 号 1.3.3 条 D は「自己の欲する証人を帯同し、又は裁判所に要請しこれを召喚せしめること」が被告人の権利である旨を規定する。

第 6313 施設大隊所属の S/Sgt Lyle F. COLBURN の妻 Sally COLBURN

子ども達は、数分間、家の外に出ていた。子ども達は仲よく遊んでおり、そしてパパさんを見た。BURGESS 氏が子ども達と一緒にやって来て、パパさんについて、彼が子どもの足を触ったと言った。BURGESS 氏は、子ども達を彼に近づけないようにしなさいと私に言った。私はこの地区に転居してきたばかりだった。

反対尋問なし。

第 313AD 第 2 分遣隊所属の S/Sgt William V. MANIS

こうしたことが昨年の9月頃から続いている。昨年11月頃、私の妻と私が買い物から帰ってきたとき、彼が私たちのゴミ置き場の枠のところに腰かけていた。彼は、隣の家の小さな女の子に、彼の方に来るようにと合図を送った。これ以来、私は、ぶらぶらしている彼に対し、少なくとも25回は、この泡瀬地区から出て行くようにと言った。彼はいつも小さな女の子を見ていた。私がこの地区で最後に彼を見たのは、警察が彼を連れて行った日である。そのとき彼は空き家の前の芝生で寝そべっていた。私は、あちこちの庭で彼を見た。彼に他人の庭に入る権利があるとは思えない。私たちは家の中ではプライバシーの権利を持っている。また私は、彼が泡瀬住宅地区内で卑猥な身振りをするのを見た。彼が捕らえられたのは26日である。このような表現を許して貰えるなら、彼は、いつ見てもそれを手で握っていた。

反対尋問なし。

第 6313 補給大隊所属の A/1C Charles L. HART の妻 Sarah J. HART

パパさんは一日中家の周りをうろついていて、家の中に入れる場所がないかを確かめようとしていた。彼は網戸や2つのドアを調べていた。また、露出させていたので、私は、彼が立ち去る前に隣家のメイドを呼びに行かねばならなかった。それは6月の最初の2週間の午後2時半頃のことである。私がカーテンを閉め、全部のドアの鍵をかけたとき、彼は私を見ていた。私は、望みは何かと彼に尋ねたが、彼は言葉を理解できていないようだった。メイドが彼に立ち去るように言うと、彼は渋っているようだった。彼は、私が丘を上がって夫を呼びに行くのを見ていた。この男は、私が1人でいるのかを確かめるために次の日もやって来た。私の夫が家にいたので、彼をつかまえた。私はMPに電話をして彼を連行してもらった。これは6月26日頃のことである。(証人は神経質であるように見えた。)

反対尋問なし。

第 24Comms. 建設大隊所属の S/Sgt Robert E. PATTEN の妻 Verda M. PATTEN

6月26日午前11時頃、パパさんが丘を下りて私たちの住居である泡瀬1014号の方にやって来た。彼は隣家のゴミ箱のところで立ち止まり、中を覗いて、それから私たちの区画に来た。彼は15分ほど体を露出させていた。私は近所の人のところに行き、陸軍の警察を呼んだ。私が戻ってくると、彼は、さらに10分ほど、男性器を手に握り、裏庭で遊んでいる2人の小さな女の子達を見ていた。彼はそのまま私の家の前を通り過ぎて1016号の方へ行き、再び5分ほど体を露出させていた。それから彼は道を下りていったが、やがて陸軍警察が彼を拘束し、1014号の私たちの家まで連れてきた。

反対尋問なし。

第 18FTIS 所属の S/Sgt William E. GRIGGS の妻 Wilma A. GRIGGS

私が見たのは、PATTEN 夫人と同じことである。彼女が述べたことを繰り返すが、それで構わないだろうか。PATTEN 夫人が私を呼びに来て、外にいるその男を指さした。私は彼女の子ども達を引き寄せ、彼女が陸軍警察に電話をするまで面倒をみていた。彼女が戻ってからも彼はそこに 10 分ほど立っていたが、それから丘をおりて私の家の前に来て、5 分から 7 分位の間、体を露出させていた。その後も陸軍警察が彼を拘束するまで、その辺りをうろうろしていた。別の機会にも彼は、家の前の門までの道に立っており、私の娘やその遊び仲間を見ながら体を露出させていた。私の娘は 6 歳である。私は彼に立ち去るようにと言った。しかし明らかに彼は何も理解できておらず、家の方に近づいてきた。

S/Sgt BURGESS (弁護側により再召喚)

私の家のある場所は、沖縄人が立入りを禁止されている。地区全体を囲うフェンスはなく、また守衛もいない。被告人が子どもの太ももを触ったとき、彼女はそこにただ座っていた。彼女は泣いていなかった。彼は体を露出させていなかった。彼が彼女の太ももに手を置いたのは3秒から5秒であった。私は、彼の意図がどこにあるのかは分からない。

裁判所:彼女はズボン [play pants] を着用していた。彼の手はこの部分にあった(彼の太ももの上部を示しながら)。

弁護側の証拠:

被告人は黙秘することを選択した。

証人はいない。

最終弁論:

人は様々の理由で他人を触るが、もし不道徳な目的をもって他人を触るのであれば、それは暴行罪にあたるであろう。しかし、本件では、彼は、3 秒から 5 秒ほど子どもを触っただけであり、証人は、この行為の目的が何であるかを述べることができなかった。子どもは逃げ出さなかったし、泣いてもいない。私は、これが暴行であるとはみなさないが、もし裁判所がそう考えるのであれば、私としては何も言うことはない。彼はほとんど毎日のようにこの地区に立ち入り、人々に多大の迷惑をかけている。彼はこの点で罰せられるべきであるが、しかし私は、彼が暴行の起訴罪状で重く処罰されるべきであるとは考えない。

未決勾留:1958年6月26日から。

犯罪歷:

1949年11月23日、Koza 軍事裁判所、基地立入、1月執行猶予。

1949年12月30日、Koza 軍事裁判所、基地立入、27日

1950年7月16日、胡差治安裁判所、基地立入、1月

1952年5月7日、胡差治安裁判所、基地立入、20日

1952年9月8日、胡差治安裁判所、窃盗未遂、15日

1957 年 4 月 19 日、Koza 簡易裁判所、基地立入、3 月及び罰金 1,500 円

1958 年 2 月 24 日、Koza 簡易裁判所、基地立入、3 月及び罰金 2,500 円

裁判所の所見:被告人を見る限り、彼は精神的に均衡を失っている。しかし、予備的な審理の結果、裁判所は、彼が正気であると考える。法律顧問 [counsel] の考えも被告人は精神的に異常であるというものであったが、審理後は、被告人は正気であると判断した。

(16) SES C-17-59, D-0038

米国民政府下級裁判所

KOZA 、沖縄、琉球列島

米国 v. キャン・S

CASE NO. C-017-59

Docket No. 0038

手続の速記録

年月日: 1959年4月15日

裁判官: ラッセル・L・スチーブンス

検察官: 段原 弁護人: なし

通訳者: ウエハラ

起訴罪状: 暴行未遂 (2.2.12.1 条) 20

答弁: 「空白]

アレインメント年月日: [空白]

高等裁判所の裁判年月日: [空白]

保釈保証金: [空白]

刑の宣告: 聴聞は診断を待って継続される。被告人は明らかに正気ではない [apparently insane]。段原と警察局は彼の経歴と背景事情を調査すること。さしあたり保釈なし。

(下級裁判所の記録を添付する)

裁判官 Russel L. Stevens

[2 枚目]

(1960年12月23日午前11時15分開廷)

出席者:

サイル・E・モリソン-裁判官

タカユキ・段原-検察官

ナガトシ・ヒガ「NAGATOSHI HIGA」 - 通訳者

検察官:

裁判所命令により、被告人は精神科医の鑑定を受けることになり、そして精神科施設

²⁰ 告発状によればキャンの嫌疑は次のとおりである。「1959 年 4 月 14 日午前 11 時頃、泡瀬住宅地区のハイランド・ドライブ 1 号舎(電話 871032)に居住する 6313th Oper Sqdn APO 239(嘉手納飛行場)のフレッド・マーティン大尉(SN39327-A)の家族であるマーティン夫人が、4歳の娘パメラを連れて家の近くを歩いていたとき、キャンが不自然な形で [in an odd manner] マーティン夫人に近づき、パメラに触れようとした。マーティン夫人はこれを何気ない好奇心によるものとみなしたが、キャンは彼女らから離れようとせず、家までついて行った。その後、キャンが立ち去ったと考えたマーティン夫人は、パメラを家の外で遊ばせていた。しかし外に出て行ったパメラは怯えて泣きながら直ぐに家に帰って来た。そのときマーティン夫人は家の外にキャンがいるのを目撃した。キャンはズボンのボタンを外し、部分的に脱ぎ降ろし、ペニスを露出させていた。」

への入所を勧奨された。警察は、被告人を入所させるために多少の時間を要したが、被告人は 1959 年 5 月 25 日に入院し、現在も入院中である。医師の報告書 (ウエヨナハラ) によれば、被告人は完全に正気であるとはいえず、医師の見解では、被告人の精神年齢は 6 歳である。被告人は午前と午後、冬と春の区別ができず、善悪の違いも理解していない。誰かに善いことであると言われれば、彼はそれに同意するであろう。治療中の彼は大変穏やかであって、他人との間で問題もない。ただし女性に話しかけようとする傾向があり、女性に興味を抱いている。この点を除けば彼が興味を抱くものはない。この間、被告人が病院内で生活をしてきたことからすると、裁判所の同意が得られるのであれば、彼は犯した罪に対して既に十二分の罰を受けている。医師によれば彼の精神年齢は 6 歳であり、私からは再訴許可の条件で公訴の取下げを申し立てたい。

被告人は、彼の父親と同居してきた。警察が父親に連絡をとったところ、被告人がこの問題を起こすまで同居していたということであった。被告人はいつも父親の言うことをよくきいており、父親の現在の感触としては、被告人は問題を起こさなくなってきている。明らかに父親は、自分の年齢のことを考えても、被告人が戻ってくることを望んでいる。父親の年齢は76歳位である。父親は生活保護を受けており、細々と畑仕事をしている。

裁判所:

裁判所は、本件が刑罰を要する事案であるとは考えない。むしろ治療と監護を要する事案である。ただし被告人の父親は高齢であるため、被告人を適切に監護することができないかもしれない。しかしながら裁判所としては、父親に監護能力があると考えたい。公訴は取り下げられるが、必要であれば検察官に再訴を許可する [The charges will be nolle prossed with leave.]。

(1960年12月23日午前11時30分閉廷)

(17) SES Docket 53-64

米国民政府下級裁判所

KOZA、沖縄、琉球列島

米国 v. 喜屋武S

P/H No: [blank]

CASE NO: SES C-[blank]

SUP C-[blank]

SES Docket No: 53

SUP Docket No: [blank]

手続の速記録

年月日: 1964年5月13日

裁判官: サイル・E・モリソン

検察官: タカユキ・段原

弁護人: なし

通訳者: タカユキ・段原

起訴罪状: 暴行(民政府布令 144 号 2.2.12.1 条) 21

答弁: [空白]

等裁判所の裁判年月日: 「空白」

保釈保証金: 「空白」

事実認定: 彼を精神科施設に無期限に入所させるための努力が行われる合理的な期

間、拘禁される。

刑の宣告: 「空白」

(手続の記録を添付する)

下級裁判所裁判官 Cyril E. Morrison

[2 枚目]

裁判所は、被告人に対し、被告人が裁判官室の中にいる理由を理解しているかと尋ねた。被告人は「私がアメリカ人の小さな女の子を触ったから」と答えた。裁判所は、被告人が女の子に触った理由を尋ねた。被告人は「可愛らしかったから」と答えた。

裁判所は、告発状の内容を被告人に読んで聞かせたが、それは裁判前の予備的手続としてというよりは、ほとんど形式的なものであった。彼は精神的に普通ではなく、同種の多くの事件に関係してきた。裁判所は、1959年4月から1960年12月まで彼を精神科施設に入所させていた。明らかに彼は、以前の入院時と同じくらい状態が悪くなっている。

^{21 1964}年5月13日付の告発状によればキャンの嫌疑は次のとおりである。「1964年5月4日午前9時30分頃、上記被告人は、Langholz 中尉の居住する泡瀬住宅地区125号舎の庭に入り、同中尉の4歳の娘であるキンバリーのパジャマのズボンを降ろし、その体に触った。同様の事件が同住宅地区で起きており、何れの事件でも上記被告人の特徴に合致する人物の関与が認められる。」

将来的には深刻な結果をもたらす事件が起こりうることから、裁判所は、被告人を精神科施設に無期限に入所させるための努力が行われる合理的な期間、彼を拘禁することを命令した [the court ordered that the defendant be confined for a reasonable time while efforts are made to have him permanently committed to a mental institution] 22 。これまでも同じような努力はあったが、彼が「暴力的」ではないこともあり、成功しなかった。

²² 裁判所の発付した 1964 年 5 月 16 日付コザ警察署長宛釈放命令書によれば、キャンは「精神の障害が認められるため、1964 年 5 月 16 日、金武の精神科施設に入所させられる」とある。